

豪)は荒木村重とわたりあって村重に傷を負わせたが、逆に殺された。2人の首筋を失った和田・茨木方200余人の軍は捨て身で戦ったので、茨木川の「白井」河原とは名ばかりで真っ赤な流れに変わってしまったといわれるほど¹⁹⁾、この辺としては激しい戦闘であった。後統の惟長軍は和田・茨木両首筋の戦死を聞いて戦列を離れる者が続出し、惟長は少数の部下を引き連れて高槻に引き上げ、城に残っていた高山飛騨守・右近父子とともに高槻城の守りを固めた。

この合戦で勝利した荒木村重らは勢いに乗り、茨木城を奪って近郷を占領し、さらに高槻城をも囲んだ。この時、高槻近辺のすべての場所が2～3時間も燃えているのが見られ、他の地方からも荒木方に味方する勢力が現れて、その後二日二晩かかって和田領のすべてを焼き払い破壊した²⁰⁾。和田惟政、高山父子らと親しかった宣教師フロイスは、この状況を知って使いを織田信長のもとへ送り、信長からはよい返事をもらったという²¹⁾。おそらく高槻城安全の保証を得たのであろう。信長は佐久間信盛を使いとして高槻撤退を勧告し²²⁾、さらに信長の重臣明智光秀が約1000人の兵を率いて高槻に向かった²³⁾。このような事情で、荒木方も高槻攻略を諦めたと思われる。高槻から撤退した荒木村重は、のちに茨木城を中川瀬兵衛清秀に預け、自らは伊丹城を本拠として摂津に勢力を伸ばした。安威川流域の支配は、上記五箇庄は忍頂寺領として続いたと思われるが、安威村(桑原を含む)以南については、和田氏の支配から荒木氏または中川氏の支配に一時的に替わったものと思われる。

一方、高槻城では戦死した和田惟政に替わって、子の惟長が城主となったが、惟政に重用されていた高山飛騨守・右近父子と対立し、天正元年(1573)荒木村重と通じた右近に城を追われ、新たに高山氏が城主となった。この下克上の事件の背景には、その当時決定的となった織田信長と將軍義昭との不和があったと見られる。すなわち、摂津においては信長派の荒木村重と義昭派の和田惟政との対立が激化し、荒木氏が和田氏の重臣高山氏に働きかけ、高山氏も信長のキリシタン保護を期待して信長支持派にまわったと見られるのである²⁴⁾。この時高山飛騨守が城主になったのか、子の右近がなったのかは明らかでないが、天正2年(1574)3月13日には右近が本山寺(現高槻市内)の禁制札を出していることから²⁵⁾、遅くともその時までは右近が城主となっていた。当時の茨木地方は茨木城主中川清秀の支配するところであったが、山間部については高山右近の支配が及んでいたようである。そのころ右近は上記五箇庄百姓宛に次のような判物を出している²⁶⁾。

(6)忍頂寺領事、諸成物等、如先々可令寺納候也、謹言、

七月廿三日

(高山右近)
寿子(花押)

五ヶ庄

百姓中

すなわち、安威川沿い山間部から西一帯、さらに高山氏の出身地である高山(現豊能郡豊能町)にいたる地域である五箇庄の百姓に対して、忍頂寺領の諸貢租は以前の如く寺に納めよと命じているのである。寿子は右近の洗礼名ジュストゥを漢字で表現しようとしたもので、重出を使っているものもある。前掲のように、忍頂寺は信長の朱印状を得ているので、あえて高山氏の判物を得る必要はなかったかも知れないが、先述のように武力を持たない寺院は領主が替わるたびに保護を求め、確認を求めた必要があったのかも知れない。右近はこのほかにも安岡寺や本山寺に寺領保護の判物を与えており²⁷⁾、真言修行寺の門前町富田に対しても、天正2年(1574)に保護を目的とした掟を出している²⁸⁾。右近はキリシタン

大名として強権的に寺社に圧力をかけたとの伝説は多いが、残された古文書からは逆に保護をあたえたことが知られるのである。しかし右近は領内に着々とキリスト教を広めていった。五箇庄の一部である旧干提寺村や旧下音羽村から、近代になって潜伏キリシタンの遺跡・遺物が大量に現れたのは、この地域が一定期間キリシタン大名高山右近の支配であったために当時その影響を強く受けたからである。

信長の石山本願寺攻略の主力で、中川清秀の上にあった荒木村重は、天正6年(1578)10月に本願寺と毛利氏に通じて信長に反旗をひるがえした。清秀は荒木に従い茨木城で徹底抗戦の構えを見せ、隣の高槻城主高山右近も荒木のもとへ息子1人と姉妹の1人を人質として取られていたこともあって、荒木に味方した。目算がはずれてあわてた信長は、宣教師オルガンチノを高槻へ派遣して信長への味方を説得したが成功しないため、フランシスコら在京宣教師を集めて右近が味方しないなら領内の宣教師らにキリシタンを十字架にかけると脅迫してようやく右近を寝返らせ²⁰⁾、一方茨木城を威圧しつつ信長の家臣で清秀の妹婿にあたる古田左介景安が福富平左衛門らと信長への投降を説得したもので清秀も荒木村重に反旗をひるがえした²¹⁾。毛利氏の支援を受ける荒木一党と、信長の前衛隊の戦闘は、すぐには決着がつかないまま明智光秀隊の丹波八上城攻撃、豊臣秀吉隊の播州三木城攻撃と戦線が拡大し、毛利氏に対する本格的な中国攻略へと進展した。

天正10年(1582)、毛利氏の先陣備中高松城を攻撃していた秀吉は、後に詰める毛利軍と対峙して、信長に再三援軍を求めた。これに対して信長は、明智光秀以下池田恒興・中川清秀・高山右近らを派遣せんとし、先鋒を光秀に命ずる一方、自らは嫡男信忠を連れて近江から京都に出て宿所本能寺に留まった²²⁾。ところが、中国出陣と称して丹波亀山を出発した明智隊は、急遽方角をかねて京都に入り、本能寺を襲って信長を自害させ、さらに二条城に入った信忠を囲んでこれも自害させたのである²³⁾。備中高松城を時間をかけて水攻めをしていた秀吉は、本能寺の異変の知らせを受け、大急ぎで高松城主清水宗治兄弟の切腹で妥協し講和を結んで姫路まで撤退し、光秀との決戦のため摂津まで進んだ。摂津の領主中川清秀・高山右近らは人質を出して秀吉への味方を申し出たが、無道者の光秀に味方するものはあるまいと知って人質は取らなかつたという²⁴⁾。山城・摂津の国境あたり山崎を舞台に光秀・秀吉の決戦が行われた。高山・中川・池田ら摂津の領主たちはそれぞれ先陣を主張したが、居城が敵陣が一番近い順として、高山・中川らを先鋒とした²⁵⁾。激戦ののち数の上で圧倒した秀吉方が勝利し、光秀は近江へ向けて敗走中に小栗栖(現京都市伏見区)で百姓に討たれた²⁶⁾。勝利した秀吉の主だった諸将は尾張清洲城で会議を持ち、信長の継嗣と遺領処分・論功行賞が協議された。この時、山崎合戦の戦功によって高山右近は従来の所領の上に摂津能勢郡のうちで3000石、近江佐久間分のうち1000石、計4000石の増加があった²⁷⁾。以後、右近は秀吉配下の大名となり、各地に転戦した。

このような領主高山氏の目まぐるしい戦闘参加は、当然領内農民からの年貢のその他の租税を経済的基盤としている。高山右近が領内で検地を行ったことは知られており²⁸⁾、安威川流域でも彼が検地をしたであろうことは当然考えられる。高山氏の検地は、かつての国人領主や荘園領主が主として名主百姓の把握に努めたのと違い、零細な弱小農民も含めて、直接生産者を広範に把握しようとした。この点で、天正期の高山検地の方式はのちの太閤検地に一步近付いたといえるが、それは在来の在地構造によって大きな制約を受けざるをえなかつた。在地にはかつての代官や地頭の系譜を引くもの、実力でのしあがってきた有力農民などさまざまな階層があり、高山氏は彼らと正面から争うことはできず、彼らの一部を家臣として領主階級の一部に引き込み、他とも妥協をはかることによってこそ、多数の直接生産者の把握が可能であった。高山氏のこのような妥協は、右近が再三にわたって各寺院に出した安堵状によって

表1 茨木市内遺存大岡検地帳

村名	実施年月	検地奉行
佐保村	文禄3年9月	木下与右衛門延重
宿久庄	文禄3年9月	木下与右衛門延重
福井村	文禄3年9月	浅野弾正少弼長政
耳原村	文禄3年10月	浅野弾正少弼長政
茨木村	文禄3年10月	浅野弾正少弼長政
奈良村	文禄3年10月	八嶋久兵衛

も知られる。(寿命院文書、本山寺文書、安岡寺文書など)³⁰。この検地は領主が農民から毎年安定的に貢租を得るためであり、時には臨時課税の基準にも使われた。

信長なきあと、信長重臣のなかで、最大のライバルであった柴田勝家を、天正11年(1583)賤ヶ嶽合戦で破った秀吉は、その年大坂城を築き、翌年徳川家康と講和を結び、さらにその翌年紀州・

四国を平定すると、積極的な近畿経営を始めた。近畿経営が地につきはじめた天正13年(1585)閏8月に、秀吉は高山右近を播州明石へ、中川秀政(賤ヶ嶽合戦で戦死した清秀の子)を播州三木へ移し、摂津の大部分を直轄地とし、子飼いの部将に若干づつ知行を与えて膝もとを固めた。豊臣政権の基礎固めにおいて摂津が重要な位置をしたことはいうまでもない。その後、高槻城へは羽柴秀勝、河尻秀長、吉田勝治らが次々と入ったがいずれも秀吉の代官の人物で、安威川流域の村々も彼らの支配を受けたと思われる。この間、文禄3年(1594)には摂河泉一帯で検地が行われており、茨木地域では表1のような村の検地帳が遺存している(各区有文書)。これだけの検地帳が残されており、他にも同じ年に下穂積村の検地を船越三郎四郎景勝が検地奉行で行っていることが別の史料で分かっており³¹、また栗生岩坂には文禄4年の名寄帳が残っており³²、それは前年の連水甲斐守守久の検地に基づいて作成されたことが分かっているので現茨木市のいたるところで、文禄3年に検地が行われたにちががなく、車作村、大岩村、生保村、大門寺村、安威村(桑原村を含む)なども例外ではなかったはずである。この年8月には摂河泉検地条目が出されたことも知られている³³。検地は武士は武士、農民は農民をして固定する、いわゆる兵農分離を目的として行われ、これと平行して農民を中世士一揆のような闘争から切り離すために彼らの武器を取り上げる政策も実施された。刀狩がそれである。近世幕藩体制はこの兵農分離を前提として成立するのであり、領主が転封される時は家臣を連れて行くだけで、原則として農民(領民)を連れては行けなかった。

豊臣秀吉は近世幕藩体制のお膳立てをしたまま、慶長3年(1598)8月に他界した。翌々年の関ヶ原の合戦は、秀吉に替わって近世封建社会の最高支配者に徳川家康がなるのか、他の誰がなるのかを決定する文字通り天下分け目の決戦であった。この戦いの結果家康が勝利を占め、3年後の慶長8年には全国統一者としての地位を合法化する宿望の将軍宣下を受けて江戸に幕府を開いた。茨木へは、豊臣氏の家臣である片桐東市正且元・主膳正光長(貞隆)の兄弟が来て、茨木城へ入った。豊臣氏は60万石の1大名に落とされたが、依然として摂津の大部分は豊臣領であり片桐氏の本領が大和にあったので、茨木の片桐氏は豊臣領の代官的な存在であったのだろう。

関ヶ原で天下の雌雄を決し、全国統一者の地位についた家康であったが、豊臣政権復活を願望する勢力の存在がある以上、なかなか落ち着けなかった。彼は無理押しをしてでも豊臣勢力を一掃することを決意し、大坂方を挑発して大坂の陣を起し、その結果豊臣方は完敗し、名実ともに徳川氏の全国支配が実現した。豊臣領であった摂河泉の大部分は幕府直轄地となり、代官が派遣され、上方に職を持つ京都所司代などの役職大名領や旗本領の一部に充てられた。安威川流域の村々も同じ様な支配を受けるが、以下の領主の変遷については節を改める。

- 注 1) 『足利季世記』巻七(『改訂史料集覧』第十三冊、1968、すみや書房)
- 2) 『永祿記』(『統群書類従』第二十輯、1959年改正三版、統群書類従完成会)。なお、芥川城は信長入洛の先陣として戦功をあげた和田惟政に与えられた。
- 3) 寿命院旧蔵文書(東京大学史料編纂所影写本「寿命院文書」)。なお、東京大学史料編纂所の影写本は「寿命院文書」とあるが、忍頂寺の坊に「寿命院」はなく、あきらかに「寿命院」のまちがいである。影写された「寿命院文書」は全部で6通あるが、現在寿命院に残る原文書は、そのうち信長の朱印状1通のみ(後述)で、他は見あたらない。影写は1887年(明治20)11月、星野恒氏によるものであり、先代住職竹村良海氏も信長の朱印状以外は全く覚えがないとのことなので、かなり早い時期に寺から持ち出されたと思われる。
- 4) 寿命院旧蔵文書(東京大学史料編纂所影写本「寿命院文書」)
- 5) 仁和寺文書
- 6) 寿命院旧蔵文書(東京大学史料編纂所影写本「寿命院文書」)
- 7) 同上
- 8) 茨木市大字忍頂寺、寿命院文書
- 9) 『陰徳太平記』(1965、芸文史料研究会)、巻第四十一
- 10) フロイス『日本史』(松田毅一・川崎桃太共訳、1978、中央公論社、第4巻・五畿内篇Ⅱ)、第41章
- 11) 注9)に同じ
- 12) 注10)に同じ
- 13) 同上
- 14) 『尋憲記』(『大日本史料』第十篇之六、p.853)
- 15) 『言継卿記』(同上、p.922)
- 16) 海老沢有道『高山右近』(1965、第4版、吉川弘文館)、pp.37-41
- 17) 本山寺文書(東京大学史料編纂所影写本)
- 18) 寿命院旧蔵文書(東京大学史料編纂所影写本「寿命院文書」)
- 19) 安岡寺文書(東京大学史料編纂所影写本)、本山寺文書(同)
- 20) 天坊幸彦『富田史談』(1955、天坊家蔵版)、p.22、p64
- 21) 「ジョン・フランシスコ書翰」(村上直次郎訳、1970改訂復刻版、異国叢書『耶蘇会士日本通信』下巻、雄松堂)、pp.455-60
- 22) 『信長公記』(奥野高広・岩沢彦彦校注、1969、角川書店)、ほか多数
- 23) 『惟任退治記』(『統群書類従』第二十輯下、1958訂正三版、統群書類従完成会)
- 24) 注22)に同じ
- 25) 『川角太閤記』(桑田忠親校注、戦国史料叢書1『太閤史料集』、1965、人物往来社)
- 26) 『太閤記』(『信長記・太閤記』、1910、国民文庫刊行会)
- 27) 同上
- 28) 「塚本文書」(『大日本史料』第十一編之一、p.781)
- 29) 『高槻市史』第1巻(1977、高槻市役所)、pp.782-800
- 30) 注17) 18) 19) 参照
- 31) 茨木市下穂積4丁目、植野家文書
- 32) 茨木市大字粟生岩坂、池上家文書
- 33) 貝塚市大字福田、福原家文書

第2節 安威川流域支配の領主

安威川ダムに関係する6か村の近世の支配領主は以下のようである³⁾。

表2 調査対象地域近世領主変遷表

村名	天保舞帳高 ^{a)}	領主の変遷
車作村	336 ^{b)} 597	はじめ京都所司代板倉氏役地、慶安2年(1649)より維新まで高槻藩永井氏領
大岩村	323 ^{b)} 282	はじめ京都所司代板倉氏役地、慶安2年(1649)より維新まで高槻藩永井氏領
生保村	107 ^{b)} 109	はじめ京都所司代板倉氏役地、慶安2年(1649)より維新まで高槻藩永井氏領
大門寺村	51 ^{b)} 213	はじめ京都所司代板倉氏役地、慶安2年(1649)より維新まで高槻藩永井氏領
安威村	1,165 ^{b)} 015	うち492 ^{b)} 637は宝暦12年(1762)古河藩土井氏領 (幕府管轄地から役職大名領へ) うち500 ^{b)} は承応3年明正天皇附となった旗本深津弥七郎 正貞へ与えられる(幕府管轄地から旗本領へ) うち500 ^{b)} は承応3年明正天皇附となった旗本中川勘三郎 忠幸へ与えられる(幕府直轄地から旗本領へ) この500 ^{b)} のうち170 ^{b)} 515は桑原村として分村独立 157 ^{b)} 107は十日市村として分村独立 172 ^{b)} 378のみ安威村として残る
桑原村	170 ^{b)} 515	安威村の項参照

第1項 京都所司代板倉氏³⁾

先祖は鎌倉幕府の御家人であるが、戦国期には三河国の土豪で、幼いころ既に出家していた香普宗哲が、親・兄・弟のあいづく戦死ののち家康の強い命令で板倉家を継ぎ勝重を名乗った。彼は駿府町奉行、関東代官、江戸町奉行、京都町奉行を経て、慶長18年(1613)京都所司代となった。武蔵国2郡、三河国3郡、山城国3郡、近江国1郡などのうちにおいて合わせて1万6610石余を領し、京都に邸宅を持った。彼の代は大坂の豊臣方への対応が中心で、大坂の両陣を経て元和6年(1620)所司代職を辞した。すぐに子重宗が所司代職を継ぎ、寛永元年(1624)父の死去にともないその遺領を合わせて3万8000石を支配したが、同10年(1633)に1万2000石が増え、領地も摂津国2郡、山城国3郡、近江国2郡、常陸国2郡、武蔵国2郡のうちで合わせて5万石の地を領した。この時車作、大岩、生保、大門寺の各村は板倉氏の支配を受けるようになった。板倉氏の京都での賄いに年貢を使用するため、京都に近い場所でもかなりの所領があてがわれたのである。彼の代の最大の事件は寛永14年(1637)に九州で起こった島原の乱で、彼は大坂城代阿部備中守正次とはかり、鎮庄の陣頭指揮にあたった。慶安2年(1649)、上記車作、大岩、生保、大門寺の各村は高槻藩支配に変わるが、重宗の所司代職は変わらず、承応3年(1654)ようやく次期所司代に牧野親成が決まったが、重宗が補佐しなければならなかった。このように板倉氏はどこの藩主というようには定まらず、京都ないし江戸に常に結めている定府大名であったが、重宗の晩年に摂津国の領知を割り、山城・近江両国の所領を転じて、下総国4郡のうちに移し、下総国関宿藩主となった。

第2項 高槻藩永井氏⁹⁾

家康の父広忠の時から仕え、本能寺の変の危急の際には船を出して家康を迎えた大江重元を祖とし、その子直勝の時永井姓に改めた。直勝の長男信濃守尚政は淀藩10万石、次男日向守直清は勝龍寺藩2万石と有力な譜代大名2家となり、淀川の兩岸に配置された。彼らは大坂城代、京都所司代らとともに幕府の近畿・西国支配に重要な地位をしめていた⁹⁾。ことに直清は城代・所司代に異変がある時はいつでも代理を勤め、彼の参勤交代は所司代が京都に居る時か、あるいは兄尚政が淀に居る時に限られるなど、永井兄弟と所司代の3人が一斉に近畿を離れないようになっていた⁹⁾。直清は慶安2年(1649)、1万6000石の加増とともに領地も改められ、摂津国嶋上・嶋下・川辺・能勢・住吉各郡において合わせて3万6000石の高槻藩主となった。この時にこれまで京都所司代板倉周防守重宗の役知であった車作、大岩、生保、大門寺の各村は高槻藩領に転じ、以後明治維新まで高槻藩の支配を受けた。

領主が遠隔地にいた安威村、桑原村にくらべ、藩庁が距離的に近い高槻藩の支配を受けた村々では領主支配が比較的貫徹した。

第3項 古河藩土井氏¹⁰⁾

家康に仕えた利昌を祖とし、その子利勝は江戸幕府初期の武将として参陣のかたわら、老中として初期幕政の確立に貢献し、大老も勤めた。彼の晩年は下総国5郡、武蔵国1郡、常陸国1郡、下野国5郡、上野国1郡、近江国4郡、計17郡のうちで16万石余を領し、下総国古河藩主。その後、正保・万治のころ、領地を分けて次々と分家を興し、本家は10万石となった。しかし延宝3年(1675)利勝の孫利重の養子(実弟)がわずかに10歳で死去したときには嗣子がなく、いったんは領地を没収されたが、祖父利勝の功績によって叔父(実兄)利益に7万石が与えられ、引き続き古河藩主となった。利益の代、元和元年(1681)領地を改め、志摩1国と伊勢国3郡、近江国1郡、三河国4郡のうちで7万石、鳥羽藩に移され、さらに元禄4年(1691)鳥羽を改め、肥前国1郡、筑前国1郡のうちで7万石、唐津藩主となった。その後、利実、利延と続き、延享元年(1744)利延わずか25歳の臨終にのぞんで養子となった利里(実弟)の代、宝暦12年(1762)唐津を改められ、下総国2郡、下野国3郡、武蔵国1郡、摂津国5郡、播磨国3郡、美作国2郡で7万石、古河藩へ移された。この時の摂津5郡は、住吉・菟原・八部・嶋下・西成の5郡で、嶋下郡安威村のうち492石6斗3升7合が古河藩土井氏に与えられたのである。利里は宝暦9年(1759)より奏者番を勤めていたが、同13年には寺社奉行を兼務し、明和6年(1769)には京都所司代にすずんだ。遠く離れた関東の古河藩の領地が摂津にあるのは、土井氏が幕府の要職にあって、上方にもしばしば移動して任にあたるため、上方における諸費用の調達のため京都・大坂近辺に所領を持つことが必要だったからで、その意味では、上記京都所司代板倉氏の所領と同様に役職大名の役知であるともいえる。利里の後、子孫は老中、京都所司代、大坂城代などの要職についており、安威村のうち492石6斗3升7合が古河藩土井氏の支配を受けたことは明治維新まで変らなかった。

第4項 旗本深津氏¹¹⁾

先祖は広忠ならびに家康に仕えていたという徳川氏の直臣の家筋で、正吉の子正但・正信が分かれ、寛永6年(1629)弟正信が父正吉の遺跡500石を継いだ。この時、兄正但はすでに500石の旗本で大坂の御金奉行を勤める身分であった。この正但の子正貞は寛永18年(1641)、父の遺領500石を継いだ。承応3年(1654)11月29日に新院(明正上皇)附にすずみ、この時摂津国嶋下郡のうちにおいて500石の

加増があり、合わせて1000石の旗本となった。この加増の500石は安威村のうちの500石が与えられたのである。正貞は明暦元年（1655）、従5位下越中守に叙任したが、万治3年（1660）3月8日、京都において死去した。旗本の多くは江戸の諸寺院に葬られるのが普通であるが、この正貞は知行地の安威村大念寺に葬られ、墓は同地將軍山の林の中にあつて「殿さんの墓」と呼ばれてきた。また越中守をとって「越中塚」の名もある。正貞の娘と結婚して深津家を継いだ正国は、御小姓組、御書院番、下田奉行、駿府町奉行などを歴任したが、享保18年（1733）死去の後、義父正貞と並んで安威の地に葬られた。しかし分骨して江戸牛込の万昌院にも葬られたので、その後は万昌院が深津氏の葬地となった。しかし安威村の一部500石が深津氏及びその分家の領地であったことは明治維新まで変わらなかつた。享保7年（1733）、正国が致仕し、その子正房が家を継いだ時、正房は700石を相続し、弟元義に摂津国嶋下郡および武蔵国幡羅郡のうちで300石を分かち与えて分家させた。この時安威村500石のうち200石が元義に渡り、子孫相伝して明治維新にいたつた。安威村500石のうち300石は従来どおり正房の子孫が相伝した。

第5項 旗本中川氏⁹⁾

深津氏と同じように先祖は広忠ならびに家康に仕えていたという徳川氏の直臣の家筋であるが、安威村に領地を持った中川氏はその分家筋である。承応3年（1654）11月29日に新院（明正上皇）附となった勘三郎忠幸は、摂津国嶋下郡のうちにおいて500石の加増を得たが、この500石は当時の安威村のうちの500石である。忠幸も明暦元年（1655）、従5位下飛騨守に叙任している。この忠幸支配の万治元年（1658）のころ500石のうち170.525石が桑原村として分村独立し、157.107石は十日市村として分村独立したが、中川氏の支配する村であることには変りがなかつた。残り172.378石は安威村の一部として残つたが、やはり中川氏の支配を受けた。忠幸は寛文10年（1670）病のため職を辞し、子忠雄の看病を受けたが、その年の暮れ京都において死去し京都東本願寺に葬られた。翌年遺跡を継いだ忠雄は、上総国および下総国のうちにおいて500石の加増があり、合わせて1000石の旗本となった。寛政のころ（1789～1801）には忠英が長崎奉行、勘定奉行、関東郡代、大目付などの要職を歴任したが、安威村の一部、桑原村、十日市村は明治維新にいたるまで中川氏の支配が続いた。

深津氏と中川氏が摂津国で所領を与えられたのは、明正上皇附となって京都に住居を持ったことから、京都に近い所に年貢収入の便をはかりとしたものであるが、両氏ともその後ほとんど京都と関係がなくなつても、所領の位置は変らなかつたのである。したがつて、旗本領の支配は遠隔支配となり、年貢収奪の面ではかえつて苛酷なところもあつたが、日常的には支配は緩やかであつた。

- 注 1) 井上正雄『大阪府全志』巻之三、茨木市内の古文書、『新訂寛政重修諸家譜』などによる。
 2) 『内閣文庫所蔵史料叢刊』55 天保郷帳（一）、（1984、汲古書院）、p.49
 3) 『新訂寛政重修諸家譜』第二、（1864、統群書類従完成会）、pp.137-46
 4) 同書、第十、（1865、同）、pp.267-90
 5) 朝尾直弘『近世封建社会の基礎構造』（1967、御茶の水書房）、pp.303-48
 6) 『高槻市史』第四巻（一）史料編III（1974、高槻市役所）、p.673
 7) 同書、第五、（1865、同）、pp.246-54
 8) 同書、第十七、（1865、同）、pp.144-46
 9) 同書、第五、（1864、同）、pp.38-40

第3節 寒天製造のはじまりと安威川

安威川流域で寒天の製造が始まったのは天明2～3年(1782～3)のことで、寛政10年(1798)2月には、太田5、上音羽3、安威3、車作1、西河原1、田中1、道祖本1の7か村15人を数え、なおその年秋には製造益が倍増する勢いであった¹⁾。この寒天製造は、始まったころから大坂葎草寒天問屋が資金の前貸しを行ったため、中農層でもとりくめる格好の冬季余業となった²⁾。しかし、この新しく始まった製造業は安威川の汚染などさまざまな問題を引き起こしたのである。

寛政10年8月、太田村5業者、上音羽村1業者、道祖本1業者を相手どって、安威川・茨木川流域29ヶ村(安威・十日市・耳原・上野・鮎川・下中条・奈良・西河原・茨木・水尾・馬場・目垣・二階堂・平田・宮田・赤大路・西五百住・富田・中河原・上中条・庄・戸伏・中・橋之内・牟礼・内瀬・真砂・惣持寺・中城)の庄屋・年寄が大坂の番所に対し、寒天製造の差留めを求める訴訟を起こした³⁾。その理由は次のようなものであった。

1. 寒天の原料の草は塩気・灰汁気が多い海草であり、それを川筋で曝すため塩気・灰汁気が川筋へ流れ出し、田地の作物に差し障りがある。
2. 近年川筋の流水量が減ったため、その塩気・灰汁気が川筋の土中に残留し、春から夏にかけて用水を取ったときでさえ、塩気・灰汁気が出て作物の成育がよくない。
3. 近年日雇賃が高騰し、ただでさえ日雇い労働による農業経営がやりにくくなっているのに、寒天製造業は多くの日雇いを使う。労賃は農業日雇いと同じくらいではあるが、骨折りが薄いためこれまで農業日雇いであったものまで寒天稼ぎに出かけ、農業労働力が不足して手余り地が出てきている。
4. 寒天製造業者が薪炭を大量に使うので、薪炭がこのほか値上がりし、そのため炭を大量に使う野道具の鍛冶屋が申し合わせ、野道具の値を高くしている。
5. ことに京都大火の後、北方の山々の木が伐り荒らされ、そのため山中谷々の水気が乏しくなり、川筋の流水量が減少しており、用水不足をきたしている。
6. 寒天を曝した場所の周辺の草を牛が一切喰わないので、牛の飼育にも支障をきたしている。

以上の理由から、これまで個々の業者と話し合った結果、多くは百姓の難洗を理解して以後差し止めることを承知したが、上記3か村7名のものはどうしても聞き入れないので、大坂の番所へ訴え出たのである。その結果どのように解決されたかは未詳である。文化年間には製造業者が乱立して過剰生産をきたしたほど隆盛したが、その後は停滞ないし下降気味で、安政5年(1858)には休業・廃業が続出した⁴⁾。

注 1) 『茨木市史』(1969、茨木市役所)、pp.327-28

2) 同上

3) 茨木市水尾区有文書、「寛政10年8月、寒天製造差留願状写」

4) 上掲『茨木市史』p.328-29

第4節 畑中権内と深山水路

安威川の上流下音羽川を約1500メートルばかりさかのぼった所に、水路の取水口があり、それより安

威川右岸の車作集落に向かって約2200メートルに及ぶ人工の水路が延びている。これが畑中権内が独力で開いたと伝えられる「深山水路」で、権内の名を取って「権内水路」ともいう。もともと車作一帯は安威川を下方に見ながら耕地の大部分は高い所であって、水田として使える耕地は川沿いのわずかな土地のみであった。開墾されても瘦せた畑地では多くの生産はのぞめなかったが、この深山水路の開通によって車作村のかかなりの部分が水田化されたのである。

深山水路の造成過程を示す古文書類は現在のところ見つからないので伝説の域をでないが、車作弥ヶ谷墓地に権内夫妻の墓碑があり、1基には「高中権内墓、文政元戊寅歲十一月十六日、男重時建」とあり、隣りに並ぶ1基には「妙恵孺人墓、文政四辛巳歲五月廿九日、男畑中伊七郎建」とある。古谷叔彌によれば、権内が亡くなったのは文化13年(1816)11月26日であるので¹⁾、この墓碑は権内の3回忌に臨んでたてられたことになる。やがて妻も逝ったが「孺人」と刻んだところに当時の畑中家の村における高い地位が示されている。権内が生まれたのは宝暦3年(1753)であるから²⁾、彼の生きた時期は18世紀の後半から19世紀の初めごろということになる。したがって、車作の現地説明板に「深山水路の開削は宝永年間(十八世紀初)」とあるのは時期的に合わない。古谷が引用した「彌兵衛日記」という文献の所在が不明であるが、それによると寛政元年(1789)に工事を起こし享和2年(1802)に竣工したという³⁾。権内36歳から49歳の期間であり、この方が時期的には合うといえよう。

伝えられるところによると、若くして庄屋役についた権内は、村に水田の少ないのを憂い、上流に水源を求め、水路によって村へ水を引くことを考えた。村人の協力のもと夜中に提灯を使って測量し、一応の見通しをつけて高槻藩に開削を願い出たが、藩では安威川の下流域では田安家領、旗本領、下総古河藩領などであったため紛争の元になるとして許可しなかった。そのため村人の協力は得られず、権内は単独で工事に着手、できあがったところを枯木や落ち葉で隠しながら、13年かかって開削に成功した。工事半ばからは村人の密かな協力は得られたものの、領主の意向に背く工事であるので、目立った工事はできず秘密裏に行われたものであるが、やがて藩の知るところとなり権内は逮捕された。しかし村をあげての赦免嘆願と、権内の娘の嫁ぎ先であった小野原村庄屋の奔走などで赦免となり、すでにできあがっていた水路についても、取水口の大きさを制限することにより、藩が他領領主の了解を得て認めたという⁴⁾。

車作では大正8年(1919)10月、氏神皇大神社境内に地元中で「故畑中権内氏遺功碑」を建て、また春秋彼岸と盂蘭盆には権内の墓碑に線香と花を手向けて供養し、法林寺では毎年秋に追悼法要をするなど、今に感謝の意を表している⁵⁾。



写真1 水田の稲穂のかたわらを通る深山水路

注 1) 古谷叔彌『車作と畑中権内』(1989、私版)、p.6

2) 同書、p.3

3) 同書、p.5

4) 同書、pp.3-6

5) 同書、pp.7-8

第3章 近現代

第1節 維新の幕開けと行政区画の変遷

慶応4年(1868)閏4月に実施された府藩県三治制では、「藩ハ姑ク其旧ニ仍ル」こととされた。このため、車作・生保など安威川沿い山間部の村々は、従来どおり高槻藩の支配が続いたが、翌明治2年の版籍奉還により、6月からは旧藩主を藩知事とする高槻藩に属することになった。

同年7月、これら山間部の村々において大規模な打ちこわしが発生した。農民たちの具体的な要求内容は明らかでないが、年貢や小作料の負担などに関して新政府に対する「御一新」の期待が裏切られたことへの不満が爆発したものと考えられる。同月14日村々の農民が群衆して不穏な状況となり、翌15日の明け方6時ごろ100人ほどが福井村の庄屋宅を打ちこわした。その後人数が150人ほどに増加して、8時ごろ佐保村の庄屋宅、9時ごろ泉原村庄屋宅の土蔵、10時ごろ銭原村庄屋宅と土蔵などが次々と打ち破られた。そこへ急を聞いた高槻藩の郡奉行が配下とともに馬で駆けつけ、首謀者を縄付けにして騒ぎは鎮まったかに見えた。ところが、同じ10時ごろには、栗生村の農民200人ほどによって岩坂株に居住する庄屋宅の土蔵が打ちこわされ、16日には同村外院株・中村株・川合株の村役人宅が相次いで打ちこわされた¹⁾。

明治2年は、世直しを求める百姓一揆が全国的に高揚した年であったが、『鳥取藩明治己巳京抵風聞』には、高槻藩領の一農民の話として、この山間部村々の一揆はもっとも激しいものの一つであったと伝えられている。もともと高槻藩領は狭小であり、かつ強力な在地支配が行われていたため、不穏な動きが発生してもすぐに鎮静化するのが通例であった。しかし、この度は家老ぐらゐが出てきても取り合わず、藩主が出てくるまで闘い抜くとの申し合わせが事前に行われていたという。また、一揆勢が城下に向かおうとしたとき、藩は処罰をしないことを条件に事態の収拾を図ったともいわれた。風聞であるため、事実関係については疑問が残るが、藩権力が無力化し、藩体制が解体の方向に向かいつつあったことがうかがい知られる。

高槻藩管轄下の村々は、明治4年(1871)7月の廃藩置県により高槻県、同年11月には、府県の大改革により旧藩主を知事とする県が消滅したのに伴って、大阪府に属することになった。島下郡山間部とその周辺の村々について、行政区画の推移を見ると、表3のとおりである。明治5年5月、大阪府は島下郡を5区52組に分けて組村を定め、従来の庄屋・年寄などを廃止して区に区長、組村に戸長・副戸長を置いた。表示は、第1区の村々であるが、11番までの組村に分かれていた。

同8年4月には大小区制が実施され、島下郡は大阪府第8大区となり、それまでの区が小区となった。番組、小区の区長、組村の戸長などに変化はなかった。なお10年9月には、区長・戸長による村々の統制を容易にするため、番組が廃止されて不自然な村の組み合わせが解消されるとともに、大区に区長、各小区に戸長三人、各村に1人から3人までの村用掛が置かれた。

明治11年7月、三新法の一つである郡区町村編制法が公布された。これを受けて大阪府は、翌12年2月、大小区制を廃止して府下を4区7郡とし、それぞれに区役所・郡役所を設置した。当初、村々の多くは行政単位として位置付けられず、数ヶ村による区画を編成して、分画ごとに戸長が選出されたが、翌13年7月には、分画制が廃止されて毎町村戸長制が実施に移された。しかし、例外的に請願による聯

表3 行政区画の変遷

明治5年5月		明治8年4月		明治12年2月		明治17年5月		
区	分 村 名	区	分 村 名	区	分 村 名	区	分 村 名	
第1区	1番組	清坂・銭原・長谷・下音羽	1番組	清坂・銭原・長谷・下音羽	第1分画	清坂・銭原・長谷・下音羽・上音羽	第30戸長役場管理区域	清坂・銭原・長谷・下音羽・上音羽
	2番組	忍頂寺・上音羽	2番組	忍頂寺・上音羽	第2分画	忍頂寺・千提寺・泉原	第31戸長役場管理区域	忍頂寺・千提寺・泉原・佐保・高山
	3番組	大門寺・大岩・生保・車作	3番組	大門寺・大岩・生保・車作	第3分画	大門寺・大岩・生保・車作・安元	第29戸長役場管理区域	大門寺・大岩・生保・車作・安元
	4番組	高山・佐保	4番組	高山・佐保	第4分画	佐保	第15戸長役場管理区域	福井・中河原・安威・桑原
	5番組	安元・千提寺・泉原	5番組	安元・千提寺・泉原	第5分画	福井・中河原・耳原	第18戸長役場管理区域	粟生・宿久庄・清水・小野原
	6番組	福井	6番組	福井	第6分画	粟生		
	7番組	粟生	7番組	粟生	第7分画	安威・桑原・十日市		
	8番組	宿久庄	8番組	宿久庄	第8分画	宿久庄・清水		
	9番組	安威・桑原	9番組	安威・桑原	第9分画	小野原・道祖本		
	10番組	耳原・十日市	10番組	耳原・十日市	第10分画	高山		
	11番組	小野原・清水・道祖本	11番組	小野原・清水・道祖本				

注. 『茨木市史』による。

合村が認められ、清坂村と銭原村、長谷村と下音羽村の2ヵ村聯合、忍頂寺村・千提寺村・泉原村の3ヵ村聯合、大門寺村・大岩村・生保村・車作村・安元村の5ヵ村聯合なども見受けられた。

17年5月、太政官達しにより戸長公選制が廃止されて官選制に変わると、大阪府は毎町村戸長制の原則を改めて聯合村戸長制とし、戸長役場の整理統合を行って管理区域を拡大した。大門寺・生保・車作の安威川沿いの村々は、従来5ヵ村聯合のとおり、同川右岸の山間に位置する大岩・安元とともに第29戸長役場管理区域を編成した。また、安威川の支流下音羽川の最上流域に位置する清坂・銭原・長谷・下音羽・上音羽は第30戸長役場管理区域、茨木川最上流域の忍頂寺・千提寺・泉原・佐保と箕面川上流高山川流域の高山は第31戸長役場管理区域になった。

その後、明治21年から23年にかけて、内務大臣山県有朋によりわが国の地方自治の原型が作られた。すなわち、21年4月市制町村制、23年5月には府県制郡制が公布されたのである。22年2月の大日本帝國憲法の公布とその前後における一連の法制的措置による統治機構の創出は、政府が国家体制の安定化と永続化のための装置作りを急いだ成果であったが、地方自治の原型作りもその一環として位置付けられる。このとき規定された地方自治の単位・構造は、その後の度重なる制度上の修正にもかかわらず、戦後の変革を迎えるまで基本的性格に変化がなかった。

市制町村制公布の後、大阪府は、翌22年2月、大阪4区と堺区に市制、ほかの1,372ヵ町村に町村制を4月1日から実施する旨の府令を出し、2市12町310村の新たな市町村区域名を公表した。そして、予定どおり4月1日から府下に市制町村制が施行された。

表3における第29～第31戸長役場管理区域の村々は、表4に示したとおり、3ヵ村にまとめられた。石河村は第29戸長役場管理区域の旧村のうち車作の代わりに桑原が加わって5大字、清溪村は第31戸長

役場管理区域から忍頂寺を除く4大字、見山村は第30戸長役場管理区域に忍頂寺・車作が加わって7大字を構成した。新村の名称の由来については、石河村は「奇巖怪石河中に起伏して奇観なるに依り、里民の希望

表4 町村制の施行

新村名	旧 村 名
石 河	大門寺・大岩・生保・安元・桑原
清 溪	千提寺・泉原・佐保・高山
見 山	清坂・銭原・長谷・下音羽・上音羽・忍頂寺・車作

を容れ」、見山村は「其の中央に深山と称する山あるに依り、其の名を採り文字を改め」、清溪村は「溪水明澄比類なきに依り、其の意を採」ったといわれている³⁾。

さきに触れたとおり、市制町村制に引き続き、23年5月には府県制郡制が公布されたが、大阪府では、まず郡制が8年後の31年6月1日に施行され、摂津国に4郡、河内国に3郡、和泉国に2郡が置かれた。このように施行が遅れた理由は、政府が施行に慎重な態度を示したことと、府下の錯雑した小郡の分合に時間を要したことにある。これまで地理的名称ないしは行政区画にすぎなかった郡が、初めて自治体的性格を持つに至ったわけであるが、表4の村々は、島下郡・島上郡を廃して置かれた三島郡の管下になった。なお、郡制は大正12年(1923)廃止されて郡は単なる行政区画となり、郡役所も同15年に廃止されて郡は単なる地理的名称となった。

- 注 1) 『高槻市史』第2巻本編Ⅱ 1984
 2) 『大日本維新史料稿本』1984
 3) 井上正雄『大阪府全志』巻之三 1922

第2節 石河村の動向

石河村の戸数・人口の推移は表5のとおりである。年次により若干の変化はあったが、戦前には戸数は180戸以下、人口は800人台にとどまっていた。地方自治は市制町村制及び府県制郡制によって枠組みが作られ、地方団体は法人格を持つ自治団体とされていた。しかし、内務官僚の官選知事を統轄者とする府県制度のもとで、石河村のように戸数・人口が少ない山村は、自治団体というのは名ばかりであり、実際は国の地方行政区画に等しかったと考えられる。

村内には、明治9年(1876)6月の太政官達による県道である亀岡街道が縦断していた。それは、大阪高麗橋を起点とし、天神橋筋を北進して長柄で中津川を渡り、新庄から神崎川の高浜橋を渡って吹田・岸部・味舌・山田などの千里丘陵東麓の村々を経、宇野辺で高槻街道を分岐する。さらに北進して中河原で山崎街道と交差し、福井・大岩を経て忍頂寺・下音羽から老ノ坂山地を越え、京都府亀岡に通ずるものであった。農産物や副産品の移出路として重要視されていたが、福井から大岩国見にかけては高低差が大きく、荷物輸送は困難を極めた。そこで、明治25年福井から佐保川沿いに佐保・泉原・上音羽を通り、東能勢村の余野で池田からの余野街道と合流して京都府南桑田郡へ通ずる迂回路に変更された。これによって、旧亀岡街道は清阪街道と称されることになった。

交通手段としては、茨木広運社が大正14年(1925)に開業し、中河原・泉原間のバス運行を開始した。

表5 石河村の戸数・人口

年 次	戸 数	人 口
明治22	—	844
42	168	884
大正9	180	852
昭和10	172	806
25	232	1,074
29	238	1,066

注. 『角川日本地名大辞典』
 27, 『大阪府年鑑』昭和
 29年版による。

その後、路線は延長され、昭和2年(1927)上福井・大岩間、中河原・茨木駅間、翌3年泉原・忍頂寺間が開通した。そして、同8年には余野まで路線が伸ばされ、社名が茨木妙見自動車と改称された。また昭和4年には、摂丹自動車が設立され、車作・十日市間のバスを運行したが、同7年京阪自動車に譲渡された。なお京阪自動車は、同16年4月にも茨木妙見自動車を合併した⁹⁾。

明治11年(1878)、地主(山田寛)資本によって桑原に桑原紡績所が着工され、同15年2月に竣工・開業した。殖産興業政策の一環として設立された近代工場であり、政府が紡績機械の代金立替払いを引受けるという資金助成策がとられた。同社は、洋式機械を採用した工場として最新の技術力を持ち、わが国で初めての株式組織の大規模工場である大阪紡績会社設立(15年5月設立、翌年7月操業開始)の技術伝習工場として知られた。しかし、立地条件は安威川の水利だけに求められていたらしく、その安威川の年間を通じての水量が不安定で、水車の原動力に問題があり、かつ紡績機械が2,000錠1基と小規模であったため、その経営は困難を極め、立替金延納の嘆願や譲渡が繰り返された。社名も、同22年桑原紡績所から桑原紡績となり、同30年には三島紡績と改称された¹⁰⁾。

『大阪府之部農事調査』に記載された石河村の農作物は、米・綿・裸麦・菜種・茶であるが、大正8年(1919)6月刊行の『大阪府農産副産品調査書』には、表6のような副産品が見受けられる。

独活は、江戸時代後期から桑原・大門寺で生産され、両村は太田・十日市・西河原・安威などとともに太田組と称する独活株を構成していた。明治年間に入ると、需要の増大に伴って栽培が一層盛んになり、大正元年(1912)には三島郡の栽培農家によって、産業組合法に基づく有限責任三島独活販売組合が結成された。販路は大阪・京都・神戸・姫路・広島・金沢そのほかの大都市を初め、満州・朝鮮・台湾などにも及び、三島郡の特産物として広く知られた。また露根は、露を栽培する種根を繁殖して販売するもので、江戸時代後期の文化年間(1804~17)大岩村において栽培が始められたと伝えられている。都市近郊農業が展開されていた西成郡・東成郡の村々が主な出荷先であった。

寒天業は、18世紀末以降北摂地方を中心に冬季副業として営まれていたが、後に石河村を構成する村々においては江戸時代に展開された形跡がなく、明治時代に入ってから始められたと考えられる。製造業者を表示すると、表7のとおりである。明治17年には生保2人、大岩3人の合計5人であったが、同36年には、20年代に新規参入が2人あったものの、大岩の3人が姿を消して合計4人に減少している。中国・朝鮮・欧米などの海外市場に依存した輸出産業であり、同業組合は明治7年寒天製造業組合、同17年凍瓊脂製造業組合、同25年寒天質徒製造業組合、同36年寒天水産組合などと推移した。間屋資本に依存した生産形態が一般的で、大正年間には輸出量の増大に伴って北摂・丹波から全国への製造地域の拡大が図られた。

産業組合が農村振興策の一環として設立奨励・保護されるようになって

表6 石河村の農家副産品

区 分	種 類
蔬菜	独活・牛蒡・苜蓿
種苗	露根
林産品	竹材・竹皮
水産品	寒天

注、『大阪府農産副産品調査書』により作成。

表7 石河村の寒天業

明 治 17		明 治 36			
氏 名	所在地	氏 名	所在地	職 工	創 業 年
太田 栄蔵	生保村	太田 栄蔵	大字生保	15	6
瀬戸 佐一郎	〃	瀬戸 水五郎	〃	12	16
岡 梅治郎	大岩村	太田 弁蔵	〃	10	23
峯 龜治郎	〃	中 新次郎	大字大岩	10	27
斉藤 彦一郎	〃				

注。石田和夫氏所蔵「凍瓊脂製造業間屋業結合盟約」『茨木市史』により作成。

表8 石河信用購買組合の概況（昭和2）

組合員数	出資口数	出資金	払込済出資金	積立金	借入金	信用		購買		剰余金
						貯金	貸付金	産業用品	経済用品	
145	500	10,000	2,915	1,890	9,389	23,924	33,714	—	—	715

注. 『大阪府産業組合史』により作成。

たのは、日露戦後のことである。このため、明治33年3月公布の産業組合法は、同39年、同42年、大正3年と3度にわたって改正され、信用組合の他事業兼営、産業組合連合会・中央会組織の結成、市街地信用組合の特設、信用組合の業務内容拡大などが認められた。しかし、大阪府や府農会には産業組合を奨励・指導する機関がなく、明治40年設立の産業組合中央会大阪支会がその任に当たっていた。石河村の周辺では、明治41年10月見山村、大正元年9月茨木町に設立されたが、産業組合の設立・活動は低調を極めた。

石河村大岩に石河信用購買組合が設立されたのは、大正9年2月であった。昭和2年における概況を示すと、表8のとおりである。購買事業はなく、信用事業中心の経営が行われていた。貸付金が貯金を上回っているが、組合員が少数であったため、資金規模も零細を極めた。同年三島郡の産業組合は28を数えた³⁾。

注 1) 『茨木市史』1969

2) 網川太一『本邦綿絲紡績史』第2巻（1990）、飯島幡司『日本紡績史』（1949）

3) 『大阪府産業組合史』1928

第3節 戦後地方自治制度の改革と茨木市への編入

戦後日本を占領した連合国は、連合国軍総司令部（GHQ）を設置し、日本政府を介する間接統治の方式を採った。占領政策の柱は、「日本国民の間における民主主義的傾向の復活強化に対する一切の障害を除去する」というポツダム宣言の基本路線に従い、非軍事化・民主化に置かれた。そして、政治的民主化の一環として地方自治制度の改革が行われた。

第1次の改革は、昭和21年（1946）10月5日から施行された。成人男女が地方自治に直接選挙権を持つこと、知事・市町村長は住民の直接選挙で選任されること、地方議会の権限強化、選挙管理委員会の新設などが、主な内容であった。さらに、地方制度調査会が設置され、第2次改革案の作成が急がれた。

その結果、日本国憲法第8章に規定された地方自治の基本原則にのっとり、地方自治法が「地方公共団体における民主的にして能率的な行政の確保を図るとともに、地方公共団体の健全な発達を保障することを目的」として、翌22年4月17日に公布され、同年5月3日、日本国憲法と同じ日に施行された。これにより、地方自治体は根本的に性格が変わり、地域住民に責任を持つ地方政府に変身したのである。同年4月5日には知事及び市町村長、同月30日には地方議会議員の選挙が行われた。

しかし、財政基盤の脆弱な小規模町村の存立には困難が伴った。このため、多くの村々が合併に消極的な態度を示していたなかで、昭和23年1月には、茨木町・春日村・三島村・玉櫛村が合併して茨木市が誕生した。

昭和24年（1949）5月、C・S・シャープを団長とする税制使節団が来日し、8月26日に第1次税制

改革勧告概要を示した。その全文は、9月15日GHQによって発表されたが、戦後わが国税制の根幹となる改革案の勧告であった。

主な内容は、赤字財政から均衡財政への転換に向けて歳出削減・税収確保を図るため、(1)間接税を最低限に抑えた直接税中心の税制による課税確保・合理化、(2)民間資本蓄積の促進、(3)地方自治体を強化するための地方税の拡充であった。このうち地方税制については、強力な地方自治体の出現が民主化の前提であるとして、(1)行政事務を国・府県・市町村の3段階に区分すること、(2)行政事務の効率化と責任の明確化を図ること、(3)府県より市町村を自治の主体とみなし、税制強化も市町村に優先順位を置くこと、などがうたわれた。このシャープ勧告は、国税に関しては税制改正が翌25年4月1日から実施され、地方税制に関しては、地方財政平衡交付金法が4月1日、新地方税法が8月1日に施行されて、制度化は一応終了した。しかし、行政事務の再配分が困難を極めたうえ、平衡交付金は国家財政の窮乏により十分確保されず、加えてインフレにより人件費が膨張して、地方財政の危機的な状況は改善されることがなかった。

そこで、シャープ勧告の市町村優先主義が見直しを余儀なくされ、町村規模の合理適正化の動きが浮上することとなった。昭和28年9月1日には町村合併促進法が公布され、10月1日から施行されたのである。これは、31年9月末日までの時限立法で、地方行政の財政基盤を確立して国費の負担を軽減し、行政の効率を高めて、地方自治の確立と住民の福祉向上を期すことを目的として、人口8,000人以上を適正規模に小規模な町村の合併促進を図るものであった。かくして、町村合併が国家的大事業として推進されることとなった。

大阪府は、町村合併促進法の施行と同時に、町村合併促進審議会を発足させた。当初、町村合併計画の策定に当たっては、人口を基準として、町村の平均的規模をおおむね14,000人、特に人口が少なく面積が大きい農山村の平均的規模をおおむね9,000人とする独自の標準規模が設定され、実際上の町村合併はこれを基準としてできるだけ大規模に合併を促進すべきであるとされた。また、市と町村の合併については町村合併促進法の趣旨ののっとって肯定的な見解が示された。そして、当時、17市132町村を数えた府下の市町村のうち、132町村を31年9月末日までに約5分の1の25町村に減少させる方針が立てられ、地方事務所を通して、促進法の趣旨説明、合併の啓発・宣伝活動などが積み重ねられた。その一方で、審議会は関係町村を対象とする聴聞会を開いたうえ、大阪府町村合併計画案を作成し、29年4月24日、知事に答申した⁹⁾。

このような情勢のもとで、大阪府町村合併計画案の答申を待つまでもなく、29年2月町村合併促進法による大阪府下で最初の合併として安威村・玉島村が茨木市に編入された。そして、翌30年4月3日には石河村・見山村・清溪村・福井村も茨木市に編入することとなった。

茨木市に編入される直前の昭和29年(1954)における石河村の概要は、以下に述べるとおりであり、いまだ純農村の面影が強く残されていた。戸数は238戸、人口は1,066人を数えたが、そのうち農家戸数は130戸、農家人口は698人であり、約5割が兼業農家により占められていた。年間米900石(作付面積49町7反)、麦83石(同10町)を産し、米の供出量は19石であったが、酒米154石が出荷されていた。山間地帯であるため抑制蔬菜のトマト・キュウリなどが栽培され、寒菜も続けられていた。256町歩の山林からは用材4,200石、木炭800俵が生産され、椎茸の栽培も行われていた。また、安威川を利用して鮎の放流が行われ、太公望が数多く訪れるところでもあった¹⁰⁾。

石河村では、茨木市編入の前日に当たる4月2日に村役場の廃庁式が行われた。地理的条件はもちろ

んのこと、文化・産業・経済・交通、その他の事情に照らして一体性を持っており、編入による行政能力の強化が住民福祉に結びつくと判断されたのである。市町村合併は、明治時代以来の近代化過程で繰り返行われてきた。地方自治生育の障害要因になるという批判の声もあったが、合併が地方自治体の基礎体力を強化し、自治能力の向上に貢献した点は無視できないところである。現茨木市域には、明治初年には70を超える村々が含まれていた。それが、同22年（1889）4月の町村制施行により13ヶ村に整理され、その後も幾多の変遷を経て、昭和30年には茨木市に収斂したのである。

注 1) 『大阪府年鑑』1961年版 1962

2) 同上、1954年版 1955

第4章 安威川の歴史（その1－前近代）

第1節 幕藩体制確立期における水利秩序の形成

安威川は、京都府亀岡市の竜ヶ尾山（413m）を水源とし、摂津・丹波国境をなす山間の数多くの小川を合わせて南下し、茨木市桑原付近で平坦部に出て、市街地を東に大きく迂回したのち淀川に平行して西に流れ、神崎川に合流する。洪水の度にあふれ出た水が氾濫原や自然堤防の内側にこのような水流を作りあげたわけであるが、下流部の淀川右岸低地には、中世末から郷境に縄手と呼ばれる小堤防が設けられていた。縄手は、在地土豪によって維持・管理され、郷内における毛細管的な用悪水井路の維持・管理と一体をなすものであった。

このような各郷間の水利秩序は、豊臣政権の成立を契機とする近世村落形成の過程において新たな展開を示すこととなった。新しい水利秩序は、大河川を統御し、それを治水工事の対象とすることが可能な統一された政治勢力なしには形成され得なかったからである。

天正16年（1588）には、三箇牧（柱木・西面・三島江・唐崎）の村々の悪水を排出するための井路が、豊臣秀吉の代官安威摂津守の裁許を得て鳥飼郷（鳥飼上・同中・同下・同西・同八町・同八坊・同野々）の領内に開削された。従来、その悪水は直接淀川に落とされ、一部は郷境の縄手の樋から鳥飼郷の用水としても排出されていたが、井路の開削によって、悪水は新在家浦と呼ばれる沼地に導かれ、そこで鳥飼郷の悪水と合流して、安威川へ排出されることとなった¹⁾。

伏見城の築造に付随して、文禄3年（1594）から開始された一連の水利土木工事は、豊臣統一政権にふさわしい大規模な事業であった。その内容は、巨椋池に注いでいた宇治川を北流させ、伏見城の南側、淀城の北側を通して外濠とするとともに、木津川・山科川・桂川の改修、さらには淀川両岸堤防の修築をも含んでいた。

淀川両岸における堤防の修築工事の詳細は明らかでないが、おそらくそれは、河川数は固定されたものの、流水を狭い流路に閉じ込めず、広い川幅に遊水池を多く残すものであったと考えられる。「吉川家譜」によると、「慶長元年丙申二月、秀吉ヨリ輝元公・隆景公・広家公へ大坂ヨリ伏見迄、左右ノ堤経営ヲ命セラル」とあり、「当代記」には、「慶長元丙申、伏見御普請ト而、二月諸国衆上河内内國、堤関東築之」とある。秀吉から、全長15,281間のうち山崎付近で本役4,000間・加役1,647間、合計

5,647間の築堤を命ぜられた出雲国富田城主吉川広家は、「堤モ五千間余御配候、不一方大儀ニテ候」と述べているが、これらの普請は元年の大地震・大風雨の発生にもかかわらず、同年冬に竣工した。このとき修築された堤防は、後に文禄堤あるいは慶長堤と称されるようになるが、当時は淀川右岸の堤防は摂津堤、東国の大名衆が担当し、伏見・大坂間の捷徑（京街道）を通じたものでもあった左岸のそれは河内堤と呼ばれていたようである⁹。

すでに天正14年（1586）正月、秀吉は「定」11ヵ条において、「其国々其在所堤以缺下あらは、正月中は作に手間不入折から可加修理、但其堤大破之時、給人百姓不及了簡者、達上聞、為上可被仰付事⁹」と触れ、治水に積極的な関心を示していた。文禄堤築造は、畿内経営・領国体制維持策の一環として重要な意味を持つ水利事業であったと考えられる。時代は大きく下るが、明治15年（1882）8月「番田組井路沿革書及越石米処分願」によると、「慶長元申年淀川筋堤防築立、竣工ノ後、所々二樋門ヲ設ケ、或ハ用水ヲ此ニ取り、或ハ悪水ヲ此ニ洩シ、漸ヤク排泄ノ利ヲ得タルガ如ク」であった⁹。淀川を初めとする諸河川の川床がまだまだ低かったころには、このような築堤工事は、治水と利水の調和をもたらすものであった。

利水・治水は水田耕作に必須の条件であったから、井路・堤防・溜池の維持・管理に関する規定は、近世初頭から農村法令の中に織り込まれ、ほかに五人組前書・検約令などにおいても反復された。元和3年（1617）摂津国豊島郡榎坂村と垂水村に、1,859石余の知行を有した旗本森重政は、「定条々」において「田之水、おとな百姓・小百姓の田に不限、まんへんに可入事」と定め、近世初頭における小農自立を促進する内容を備えていた⁹。また、鳥下郡大門寺・泉原・佐保・下音羽・上音羽などの村々を支配していた京都所司代板倉重宗は、寛永12年（1635）、水論の際農民が刀・脇指・弓・鎧などの武器を使用することを禁止するとともに、「渴水におよび、前々より不取来用水、理不尽に切取候。おひてハ、他郷之儀者不申及、同村にても可為曲事事」と、水利慣行の遵守を触れ出した⁹。そこには、「右之通、今度於江戸被仰出候間、此旨可相守者也」との付記があり、この触れが幕府の指示によるものであったことが知られる。このような水利慣行に対する基本的認識は、領主権力の確立とともに一層強化されたと考えられる。

寛永年間末ごろから、幕府の法令において、用水に関する規定は具体性を帯びるようになった。まず寛永19年8月、「如毎年堤・川除、正月五日より無油断可申付事」とし、翌年3月には、これを受けて「堤・川除等之御普請、入念令見分可申付之」と、代官への申し渡しが行われた⁹。「川除とは、堤をきらさぬ備へ」であり、猿尾（出し堤）・石絆・牛絆を設けて水勢を弱めたり、柳・竹・芝を堤に植え付けるなどの普請を意味した。

さらに正保元年（1644）正月、上方及び関東方の代官衆に示された「触覚」には、「堤・井堀・川除之儀、毎年正月十一日より普請申付之、早損之所は水かゝり候様致し、勿論水懸かり、田畑損亡之地ハ、水はき落し堀等、入念可被申付事」とあり、その内容は詳細を極めた⁹。

承応元年（1652）正月、代官の服務規定を詳述した「覚」でも、いま述べた正保元年の規定が反復され、ほかに「御代官衆よき仕置と申ハ、早損之場へハ用水ヲ掛候様に仕、水損之所ハおとし堀をも掘せ、次第次第に所もよくなり、百姓の家居もよく、連々御取ヶ等も上り、御仕置之通、百姓真実・難有奉存」と、よき代官であるための条件として用水の管理が指摘された⁹。それが農民経済と領主経済双方の安定強化に直結することがうたわれているが、このような建前のもとの領主階級による用水の管理は、恰好の支配の道具たり得るものであった。

- 注 1) 『神安水利史』史料編上 1972
 2) 『大阪編年史』第2巻 1967
 3) 『御制法御触書』9 (内閣文庫蔵)
 4) 『神安水利史』史料編下 1972
 5) 『吹田市史』第6巻 史料編3 1974
 6) 『島本町史』史料編 1976
 7) 『徳川禁令考』2784号 1931、『御当家令条』278号 1959
 8) 『御当家令条』280号 1959
 9) 同上282号 1959

第2節 高槻藩の水利整備

17世紀中頃になると、淀川右岸の中流地域では、川床の上昇が著しく、内水の停滞現象が常態と化していたが、永井直清が高槻へ入部した翌年に当たる慶安3年(1650)、畿内は大洪水に見舞われた。このため幕府は、先手頭石谷貞清、大番組頭中山信良、勘定組頭佐野正周、上方の国郡奉行小出吉親、郡代で京都奉行の五味豊直、郡代で伏見奉行の水野忠貞らに水害地を巡見させた¹⁾。

巡見の一行に対し、島下郡島飼郷の農民から新井路開削の訴願が行われた。安威川川床の上昇が、さきに述べたとおりの、新在家浦の沼地に抜いたうえ三箇牧の悪水とともに直接安威川に排出することを困難にし、その内水の停滞が慶安3年の水害を一層増幅させたからである。その目論見は、安威川沿いに板倉重宗領の別府村に至り、同川を山田川との合流点付近で伏せ越して、安威川右岸に沿って織田長政領の味舌下村、板倉・高槻藩相給の吉志部村を経て、竹中重職・柘植直直・板倉3給の吹田村で神崎川に悪水を排出する新井路を開くことであった。

この訴願は、巡見に当たった6人により処理され、「鳥養之ため面々之田地掘われ、何共迷惑至極」とする水下部の他領村々の反対を受けて、いったんは不認可の結論が示された。しかし、高槻藩主永井直清の政治的折衝によって、板倉重宗領と織田長政領の村々における反対運動が抑え込まれ、神崎川への悪水の排出場所を吹田村から吉志部村に変更して井路が掘られた。着工は慶安4年、竣工は翌承応元年であった²⁾。

高槻藩は、島飼井路の普請と時期を同じくして、番田井路を開削した。それまで、番田組(辻子・野中・中小路・大塚・大塚町・番田・東天川・西天川・下田部・西冠・土橋・野田)の村々の悪水は、番田村において直接淀川に排出されていたが、淀川川床の上昇によってそれが困難を極めていた。そこで、芥川を伏せ越して芝生村・唐崎村・三島江村・柱本村の田地に1里にわたる井路が掘られることとなった。井路の普請は、島飼井路と異なり、高槻藩の領内で完結したが、慶安4年に着工され、承応2年(1653)に完成した。悪水は柱本村領で淀川堤防の伏せ越し樋から排出された³⁾。

このようなあいつく井路の開削は、淀川右岸の中流地域では川床の上昇が著しく、内水の停滞現象が常態と化していたことを反映している。寛文6年(1666)2月、幕府は「山川掟之覚」を代官衆に達し、砂防の必要性を説いた⁴⁾。水禍の要因の一つである川床の上昇が、山川から流出した土砂によるものであったため、山々の草木の根を掘り取ることや、川筋の新田開発、山中での焼畑を禁止するとともに、山地への植林を命じた内容であった。しかし、延宝2年(1674)6月には、淀川とその枝川が大洪水を引き起こし、淀川右岸では「摂津国田畑不残漏成」る有様であった⁵⁾。

天和3年(1683)幕府は、若年寄船業正休・大目付彦坂正韶・勘定頭大岡清重らを畿内に派遣して諸

河川を見分させた。これに随行して巡察に当たった河村瑞賢は、淀川川口の開削と山地での植林による砂防とを献策した。幕府から治水工事を命ぜられた河村瑞賢は、翌貞享元年2月から九条島開削の工事をおこし、新川（元禄11年安治川と命名）を完成させたのを初めとして、中津川・土佐堀川・堂島川・曾根崎川・神崎川・木津川の改修・浚渫などを行ない、同4年に一応竣工した⁹。瑞賢のいま一つの献策であった砂防に関しては、幕府によって土砂留制度の実現が急がれた。まず貞享元年3月、寛文6年の「山川淀之覚」を五畿内を対象として再び触れ出すとともに、同年8月には、それに実効力を与えるために、淀川・大和川に落ち合う枝川沿いの山々について、新開を禁止して林地化を命じ、御領・私領とも地域割のうえ奉行役を設定して、1年に2、3度ずつ山見分を実施させる旨の「覚」を、畿内に所領を有する諸大名・旗本に達した¹⁰。

このとき、島上・島下両郡においては、京都町奉行の支配のもとに、高槻藩主水井近江守直種が土砂留を担当することとなった。元禄2年（1689）4月には、土砂留が京都町奉行の支配下からはずされて大坂町奉行の支配下に移され、大坂町奉行所では、川奉行が土砂留の支配に当たることになった。川奉行は、さきに述べた河村瑞賢の治水工事がほぼ完工した貞享4年正月、幕府が大坂町奉行に命じて「川筋永々支配」のために設けたもので、同奉行所の専力4人、同心8人で構成された¹¹。このようにして、山川沿いの村々では、土砂奉行から指示を受けて山普請を行う、新たな夫役負担が課されたのである。毎年、高槻藩の土砂奉行、大坂町奉行の川奉行のほか、ときには大坂町奉行の見分も実施され、土砂留制度の強化が図られた。

元禄11年（1698）、幕府は河村瑞賢に再び淀川治水の工事を命じた。堀江川の開削のほか、堀江・道頓堀川南岸・古川・富島の開発などが中心であったが、その範囲は淀川下流部にとどまらず、宇治川・木津川・神崎川・中津川・大和川にも及んだ。工事着手の直前に当たる同年5月6日には、次のとおりの触れが出された。すなわち、このたび淀川筋・大和川筋において治水工事が実施されるに際し、川筋に関する願い、あるいは新田開発の願いがあれば、河村瑞賢・目付中山時春らの一行が京都に到着し次第出願するようにとのことであった¹²。

早速翌6月、河村瑞賢らの一行に対して、承応2年（1653）から柱本村領で悪水を淀川に排出していた番田組の村々は、淀川川床の上昇に伴ってより下流部への排水路の付け替えを求め、安威川への悪水抜きを嘆願を行った。そして、これに付随する形で、三箇牧組、五位庄組（富田・芝生・鮎川）、鳥飼組の村々と別府・一律屋・新在家は、神崎川の直川化と安威川広げを出願した¹³。

当時、神崎川は、一律屋村で淀川と分かれて西に流れ、江口村から北に向きを変えて安威川と落ち合い、それから西へ流れて吉志部村領で南流しており、「老里余之大曲り」といわれたほどに湾曲していた。このため、江口村の西はずれから下新庄村の前まで直川化して、通水を図ることが出願されたわけであるが、この目論見は実現しなかった。河村瑞賢の一行から「百姓入用¹⁴」普請を行うのかと問い返され、「百姓普請難及力儀、御請不仕」こととなったからである。

一方、安威川広げと番田組悪水抜きについては、高槻藩が普請を担当することを条件に聞き届けられ、12月27日に見分が行われて、翌12年1月18日には榜示が定められる運びとなった。しかし、12年1月11日、味舌下村から反対の訴願が行われた¹⁵。

同村は、「安威川筋川下¹⁶、神崎川落合之前」で、玉川・茨木川・沢良宜川・法量川などの枝川が合流するところに位置した。このため、反対の理由は、安威川広げが実現されると味舌下村は亡所となること、また、番田組の悪水が安威川に落とされると、味舌下村の悪水が排除されなくなるなどの点で

あった。同月18日、味舌下村が再度訴状を提出して反対の態度を重ねて表明したため、同日に予定されていた傍示杭の打ち込みは中止された。

味舌下村の訴願を受けた大坂町奉行所は、問題処理を鳥飼村の庄屋衆による「取暖」に委ねた。その結果、味舌下村の安威川沿い堤防を同村の「心尻」の高さに築くこと、川床となる潰地の補償などに関する調停が成立し、安威川川幅を15間、玉川の川幅を5間とする川広げと、番田組新井路を開削する普請が開始されることになった¹⁹。

安威川の川広げは、同年12月大坂町奉行所の川奉行・堤奉行らが傍示を定め、川床潰地を測量して、翌13年正月3日高槻藩によって「鍛初」が行われた。そして、3月末日には早くも竣工した²⁰。この工事と平行して、神崎川の分流口にある外島に、淀川から流入する水量を減らすため笹刺が設置された。笹刺は、神崎川に排水する三箇牧組・鳥飼組・別府組・島村の13ヶ村が出願したもので、その後これらの村々は笹刺組と称して笹刺島の維持・管理に当たるようになる。

一方、番田組の新井路は、島上郡大塚村の西で芥川を伏せ越して同郡芝生村から西へ玉川までほぼ3里に及ぶもので、翌14年に完成した。川幅が拡大された玉川・安威川には鮎尾堤（隔流堤）が島下郡別府村の上まで3,600間余りにわたって築かれ、従来の淀川への悪水排出経路が玉川・安威川を経て神崎川に至る経路に変更されたのである²¹。

これらの普請は、高槻藩の領国経営の一環であり、淀川低地の所領村々を対象とする水利整備にはならなかった。さきに触れたとおり、すべて同藩の「入用普請」であり、具体的内容は明らかでないが、「夥敷物入を以て」実施されたと伝えられている。領内の村々からは、夫役の徵発も行われたと考えられる。

近世後期に入ると、領主財政の悪化、年貢収取の停滞と裏腹に、水利行政は一転して消極的な様相を帯びようになる。水利整備は、村落または水利組織ごとの「自普請」に転嫁され、近世前期に確立された水利秩序の枠内における局地的なものにとどまらざるを得なくなった。

寛政3年（1791）7月及び文化元年（1804）11月には、茨木川沿いの島下・島上両郡村々から、安威川の付け替えが出願された²²。村々は、(1)近年淀川・神崎川の川床が高くなったのに伴い、安威川や茨木川などの山川も浅くなった、(2)そのため、悪水が吐けないうちに淀川が出水すると、神崎川からの逆水が田地に滞留する、(3)さらに、淀川や神崎川は川の奥が深いため、大雨が降っても出水まで1、2日を要するが、安威川・茨木川は川の奥が浅くて、わずか一時か半時のうちに増水するので、田地に溜まった水が川筋に落ちないことなどを指摘し、安威川の付け替えを求めた。

すなわち、現在安威川は野々宮村地内で西へ曲がって神崎川に流入しているが、鳥飼郷の領内に新川を開削して安威川の水を直接淀川に落とし、茨木川は田中村から西河原村へ向けて切り替え、安威川へ合流させれば、村々の悪水は淀川の水嵩が増加するまでに落ち切るようになる、というのがその内容であった。しかし、村々の利害関係は複雑なものがあり、実現は望むべくもなかった。

高槻藩領において、庄屋により水利慣行を無視して文字どおり我田引水の形で開削された井路が、車作村の深山水路（権内水路）である。同村の庄屋畑中権兵衛（権内）は、宝永年間（1705～10）、村内の耕地の多くが安威川を下に見て高所にあるという地形的条件により水田化できないことを憂慮し、安威川の支流である音羽川に井堰を設けて、車作まで30町歩余りの水路を開削した。独力でかつ内密に行われた工事であったため、水路が完成したときは、村人は「権内、一夜で水路を開く」と驚き、その功績を称えたが、流域村々にとっては非難の対象でしかなかった。高槻藩への出訴が行われるなど長期に

わたり紛糾したが、水路は安永3年（1774）8月にたってようやく認知されたという^{16）}。

- 注 1) 『徳川実紀』大猷院殿御実紀 1904
 2) 古木家文書「覚書」（『高槻市史』第4巻史料編Ⅱ、1974）
 3) 森田家文書「川床高成候証跡書付」
 4) 『御当家令条』284号 1959
 5) 『大阪編年史』第6巻 1969
 6) 『徳川実紀』常憲院殿御実紀 1904、新井白石『畿内治河記』（『新井白石全集』第3 1906）
 7) 『御触書覚保集成』1335・1336号 1934
 8) 『大阪市史』第5 1911
 9) 同上第1 1913、『大阪編年史』第6巻 1969
 10) 『神安水利史』史料編上 1972、中川家文書「安威川広・玉川広敷地割符并番田井路敷地帳」
 11) 久富家文書「乍恐謹而言上」
 12) 中川家文書「安威川広・玉川広敷地割符并番田井路敷地帳」
 13) 同上、久富家文書「乍恐口上書差上ケ申候」
 14) 『神安水利史』史料編下 1972
 15) 同上史料編上
 16) 『茨木市史』1969、『淀川農業水利史』1983

第3節 水利組織と水論

三島平野では、灌漑形態の中心は河川に依存するものであった。もとより旱損地も多く存在したため、溜池・井戸による用水も無視できない灌漑形態であったが、これらは孤立分散的な性格が強かったのに対して、河川灌漑は一村の内部で完結されることがほとんどなかった。それは、河川から樋樋により獲得された用水が自然流下方式によって毛細管的に分岐した水路を經由して個々の水田に供給され、利用を終えた悪水を排出するための井路は、枝分かれした水路が逆に取込して再び河川に結合するものであった。このような水利施設の体系は、村落を構成単位とする水利組織の形成に結びついた。

島上・島下両郡における水利組織と構成村落を見ると、表9のとおりである。このうち、一の堰組と

表9 水利組織の構成村落

名称	村名
一の堰組	桑原・安威・十日市・耳原・西河原・田中・倍賀・上中条・下中条・五日市・畑田
五社組	宮田・富田・西五百住・赤大路・総持寺・中城・太田
五領組	萩庄・梶原・井尻・鶴殿・上牧・神内・東天川・野田
番田組	東天川・野田・野中・中小路・大塚・大塚町・西天川・辻子・番田・西冠・下田部・土橋・高槻・安満
五位庄組	富田・芝生・唐崎・鮎川
三箇牧組	柱木・西面・三島江・唐崎
溝杭郷	目垣・馬場・二階堂・平田・十一
門樋組	真砂・内瀬・水尾・沢良宜東・同浜・同西
三宅郷	太中・東蔵垣内・西蔵垣内・丑寅・乙辻・小坪井・鶴野・宇野辺
鳥飼組	鳥飼上・同中・同下・同西・同八町・同八坊・同野々宮
別府組	別府・一律屋・新在家
味舌郷	味舌・同上・同下・坪井・庄屋・正音寺
岸部郷	吉志部・小路・七つ尾・東・南

注. 『神安水利史』本文編により作成。

五社組は安威川からの用水獲得のための組織であったが、そのほかはいずれも淀川低地に位置し、悪水排出を目的としていた。起源を明らかにすることは不可能であるが、中世郷村の惣的結合を継承したもののや、近世に入ってから水利組織として輪郭を表したものが混在したと考えられる。

一の堰組は、安威川左岸に位置する11ヶ村からなり、島下郡桑原村の領内に一の堰を設置して用水を引き、村々の総高5,222石のうち2,847石、反別にして189町歩の水田を灌漑していた。五社堰は、安威川右岸の7ヶ村立会会で一の堰の70間ほど下流部に設置された用水樋であり、灌漑の規模は総高5,979石のうち3,130石、反別211町歩であった。これら二つの堰から用水を得ていた村々は、なかには五社組の早損場と五位庄組の水損場が併存する島上郡富田村のような村落も見られたが、おおむね早損がちの土地柄であり、渇水時における両堰の間の水争いは、深刻なものがあつた。

その水論は、両堰の築造形態や引水方式などをめぐって、寛永2年(1625)、宝永6年(1709)、享保12年(1727)、さらに化政期にも反復された。享保12年の水論では、富田村の紅屋市郎右衛門が内済の取扱人となり、従兄の入江若水もその使者として安威村に向出く一幕があつた。しかし、若水によって伝えられた内容は、水上・水下の関係を親子関係になぞらえて問題解決を唆する精神主義的なものでしかなく、決着は奉行所の裁断にまたざるを得なかつた。また、化政期の水論は文化6年(1809)に開始されたが、その後同11年、文政元年(1818)、同4年と旱魃の年が続いたこともあって長期化し、文政7年まで16年間に及ぶ争いになつた¹⁾。

ほかにも、水論は多くの場合水利組織を主体として、枚挙に暇がないほどに発生した。ことに安威川下流部では、さきに述べたとおり、三箇牧・番田・鳥飼の諸井路が長距離に及び、かつ年次的に排水能力が減退する傾向が見られたため、水利慣行の展開をめぐる水利組織間の地域的対立は、避けることができなかつた。

注 1) 『茨木市史』1969、『高槻市史』第2巻本編Ⅱ 1984

第4節 安威川・茨木川筋の洪水

淀川はしばしば氾濫して広範な被害をもたらしたが、枝川の諸河川もそれに劣らぬ被害をもたらした。安威川・茨木川筋は、川の奥が浅いため、上流の山間部に豪雨があると下流部は瞬時に大水に見舞われ、下流部の島・野々宮、その対岸の西面・鳥飼八町・新在家・別府などの村々に大きな被害が集中した。万治元年(1658)・同3年・延宝2年(1674)・同4年・貞享3年(1686)・元禄元年(1688)などには、安威川下流左岸の堤防が決壊し、享保3年(1718)には安威川と茨木川の堤防が各所で破れた²⁾。

また、元文5年(1740)6月には二階堂村で安威川堤、茨木村で茨木川堤が切れ込み、それより以南の村々が浸水した。このとき、島上・島下両郡の諸河川はことごとく氾濫し、各地で大きな被害がもたらされたが、芥川の堤防も左岸の服部・真上・芥川・庄所の村々で決壊し、高槻村以南の14ヶ村が被害を受けた。死者は30人余りに達し、高槻城内は船で通行したと伝えられている(巻頭図版10参照)。

寛延元年(1748)6月及び宝暦6年(1756)9月、淀川筋で洪水が発生したときには、安威川筋でも新在家村・別府村の堤防、明和元年(1764)8月の淀川洪水時にも、茨木川で鶴野村堤が切れた。別府村堤は翌2年4月にも決壊しているが、天明3年(1783)8月には茨木川が増水し、島村において46間に及ぶ堤切れが発生した。

その後19世紀に入ってから、土砂の堆積による川床の年次的上昇が続き、水禍は増すばかりであった。文化8年（1811）5月、二階堂村で堤防が切れたときには、真砂・内瀬・水尾・沢良宜東・同西・同浜・島などの村々が浸水した。天保元年（1830）には、6月に西河原の堤が決壊したが、さらに7月には近来にない大洪水となり、安威川・茨木川が各所で押し切られ、下流の島村・野々宮村に大きな被害が発生した。

嘉永元年（1848）8月には、淀川の水量が1丈3、4尺にも達して氾濫による被害が続出した。安威川下流の別府村においても、悪水樋の設置場所に穴が生じて吹水の状態になった。別府村はもとより、周辺の一津屋・新在家・島飼などの村々から多数の農民が駆けつけ水防に当たったが、悪水樋が損壊して堤も27間にわたって決壊し、別府・一津屋・新在家各村が水没した。淀川の暴漲と相まって、浸水は軒先を洗い、水が引いたのは10月になってからであった。また、同4年8月には西河原村の堤が切れた。慶応2年（1866）8月淀川の水量が1丈5尺余りにも達して前島村の堤防、神崎川筋別府村の堤防などが切れたときには、浸水した家屋は400戸を超え、400町歩余りの稲作が流失したが、安威川筋でも中流の太田村で堤防が決壊して下流部の耕地が被害を受けた。

注 1) 『大阪府誌』第4編 1903、『神安水利史』史料編上 1972・本文編 1980 以下、この節の記述は同上書による。

第5章 安威川の歴史（その2—近現代）

第1節 明治初年の洪水と神崎川改修ならびに水利組合の組織化

新政府が発足した慶応4年（1868）には、4月下旬から強雨が断続的に降り続き、5月11日降雨がさらに激しさを増して、13日以降、各地で堤防が決壊し始めた

（表10参照）。安威川・茨木川・山田川・境川などの諸枝川も例外ではなく、島飼郷・別府・一津屋・新在家など下流部の村々が軒並み浸水し、家屋の倒壊・流失も多くを数えた。5月19日には、別府村の神崎川堤防が353間にわたって決壊して被害が拡大されたが、対岸の吹田村や江口村などでも神崎川の堤が切れ、沿岸の諸村が大洪水に見舞われた。決壊箇所への修復工事を行う間もなく、7月17日から再び降雨となり、淀川の水位が1丈3尺に達した。このため、さきの決壊箇所から逆水が流入し、また新たな堤防決壊が発生して、島上・島下両部における被災村落は70ヵ村に達したり。

その後も、洪水は明治3年（1870）9月、同4年5月、同5年9月、同6年8月、同9年10月と続発し、安威川筋においても排水が悪くなり、湛水に悩まされるようになっていた。慶応4年の洪水によって、神崎川入口にある笹刺島常水除堤防700

表10 明治元年の堤防決壊

村名	河川名	決壊間数
広瀬村	淀川	247
上牧村	〃	27
鶴殿村	〃	46
前島村	〃	130
〃	〃	68
野中村	〃	110
大塚村	〃	197
唐崎村	〃	280
別府村	神崎川	353
吹田村	〃	90
鶴野村	安威川	23
味舌下村	茨木川	100
〃	山田川	100
坪井村	境川	89

注. 『神安水利史』本文編による。

間のうち174間が流失し、淀川から流入する水量が増したためである。笹刺島は明治2年5月にいったんは修復されたが、同3年9月、4月5日と洪水のたびに決壊し、復旧作業が繰り返された²⁾。

明治9年10月には、神崎川が溢れて別府村の堤防22間が決壊した。耕地364町歩余りが浸水し、「農作の被害最甚しく難民の路頭に迷ふもの多し」と伝えられた。この水禍が契機となって、神崎川の直川化が実現することとなり、同11年2月に着工された。工事は大阪府が担当し、当時淀川建築工事に当たっていたオランダ人の土木担当技師デレーケの指導の下に実施された。一津屋村の分水口から吹田村まで延長25町12間、幅40間の新川がほぼ西に向かってまっすぐに開削され、7月17日に竣工開川式が挙行された。旧河道は、一津屋村から別府村までが廃川となり、別府村から吹田村までは安威川が流下して吹田村で神崎川に合流することになった。総工費は63,986円で、このうち官費負担分は32,298円、水害に悩まされてきた地元の村々が負担した力役費は31,688円であった³⁾。

力役費の分担は、神崎川改修によって利益を受ける島上・島下両郡68ヶ村が対象とされ、過去に水害を被った田地約2,400町歩に賦課された。当初は68ヶ村以外の村々にも広範に賦課することが計画されたが、水害の影響が少ない村々は分担に応じなかった。例えば、島下郡郡山・郡・中河原・上野4ヶ村は、「早損場所ニテ溜池等数百ヶ所有之、其他用水方ニ相係り、修繕相嵩入費夥敷、難渋不少罷在候」、同郡奈良村も、「早損之場所柄ニ御座候処、此度地租御改正ニ付増税相成、尚佐保川并ニ浅川筋普請所諸入費多分相罹り実ニ困窮致居候」などと理由を述べて、分担を断っている⁴⁾。

神崎川の改修は、島上・島下両郡の村々に恩恵をもたらしたが、その一方で、三大道村の錯雑地である井高野のように、それまで西成郡新庄村で神崎川に排水していたが、本村と切り離されたうえ、排水路を失った耕地が発生した。そこで明治12年（1879）、神崎川と安威川の合流点を下流部に移すこととし、吹田村地先の川島まで250間にわたる隔流堤が築かれて両川が分離され、井高野の悪水は水位の低い安威川に排出されるようになった。隔

流堤の維持費は神崎川の改修によって恩恵を受けた島上・島下両郡68ヶ村の負担とされたが、それが出水のたびに決壊したため、修築の経費や先般の神崎川改修費の負担をめぐって紛糾が続いた。このため、同18年3月隔流堤の維持・管理を目的として町村連合会の水利土功会が設置された⁵⁾。

明治23年6月、水利組合条例が公布されると、それまでの神内外64町村連合会に代えて水利組合の組織化が行われ、同26年1月神安普通水利組合が設置された。組合の目的は、従来のように隔流堤の維持・管理だけでなくとどまらず、「耕地用悪水等土地保護ニ関スル事業ノ為」とされた⁶⁾。しかし、その主目的が悪水の排除に置かれていたことはいかなるを俟たない。

表11 神安普通水利組合の区域と組合会議員

郡 村 名	反 別	組 合 人 数	組 合 会 議 員 定 数
島上郡五領村	17194	355	第1区8
大冠村	58104	690	
高槻村大字高槻	400		
警手村大字安満	1200	68	第2区5
如是村大字芝生	4024		
富田村	7118	125	
三箇牧村	30366	484	第3区4
島下郡三島村大字鮎川	4295	51	
溝咋村	9824	96	
宮島村	18702	206	第4区6
玉櫛村	13959	140	
鳥飼村	39516	334	第5区2
味生村	19327	125	
三宅村幾分	9138	138	第6区2
味舌村幾分	10335	97	
岸部村	6944	110	第6区2
吹田村	6702	83	
合 計	257148	3,102	27

注. 『神安水利史』本文編による。

区域の水田反別、組合員数及び組合議員数などを表示すると、表11のとおりである。区域が広範であるため、組合議員27人は6区に分けて選挙が行われ、各地の名望家が選出された。組合の管理者は郡長で、その補助者としては組合会から選ばれた5人の組合委員が置かれた。

- 注 1) 前掲『大阪府誌』第4編
 2) 前掲『神安水利史』本文編
 3) 同上
 4) 前掲『神安水利史』史料編下
 5) 前掲『神安水利史』本文編
 6) 前掲『神安水利史』史料編下

第2節 洪水の続発と淀川改修

明治中期にも、淀川筋の洪水は頻発した。同15年（1882）8月の暴風雨では、唐崎村の堤堤及び吹田村の神崎川堤防が決壊し、耕地200町歩余りが浸水した。さらに、同18年6月には755町村、19,633町歩余りが浸水し、被害戸数72,509戸、流失家屋1,749戸、被害者数304,199人、死者・行方不明者81人という最大の被害が発生した。被害は淀川左岸に大きく、現在の東大阪市から大阪市平野区までが水没したが、右岸でも、五領組村々から吹田村まで鉄道の南側一帯が浸水して湖のような光景を呈した⁹⁾。

明治22年8月にも、淀川の本流・支流の堤防16ヵ所437間が決壊し、大きな被害が見られた。また、同29年にはしばしば断続的な豪雨に見舞われ、洪水が繰り返して発生した。すなわち、7月には淀川の水位が4メートル近くにも達して、三箇牧村大字唐崎・大冠村大字大塚町で堤防が切れ、檜尾川堤防も五領村大字前島で決壊した。8月には茨木川堤防が玉櫛村大字沢良宜で、9月にも、淀川堤防が島本村大字広瀬及び島飼村で、安威川堤防が安威村大字安威、三島村大字西河原、味生村大字別府、味舌村大字味舌下及び三宅村大字鶴野、茨木川堤防が春日村大字畑田、茨木村大字茨木などで決壊した⁹⁾。洪水の連続は村々に大きな打撃を与え、治水事業を要望する声が高まっていた。

沿岸では町村長・府会議員・衆議院議員・一般有志らを中心として淀川改修促進運動が展開され、政府や帝国議会などへの請願・陳情・建議が行われた。すでに上流部においては、京都の琵琶湖疎水事業が明治18年6月に起工、23年4月に完成していた。さらに、滋賀県からは瀬田川の浚渫工事計画が明らかにされると、淀川改修運動は瀬田川浚渫工事の反対運動と一体をなし、23年12月には淀川沿岸11郡有志によって「淀川改修工事」就き摂河十一郡団体規約」が定められ、運動の推進が図られた⁹⁾。

しかしその後、上流・下流間の宿命的な対立が克服されて、淀川全流域の協力のもとに運動が進められることとなり、同26年1月上記の11郡の治水団体が瀬川治水協賛同盟会に改組され、各方面に積極的な働きかけが行われた。当初、政府は財政的理由からこれを採りあげようとはしなかったが、日清戦後、高水工事による治水対策に乗り出した。そこで、国または地方行政が河川を改修して本格的な治水対策を実施するためには、基本法としての河川法の制定が必要と考えられた。河川法案は、河川の維持・改修について国家権力による統制的色彩が極めて強い内容であったが、淀川改修案は、29年3月それと抱き合わせの形で衆議院と貴族院を通過し、29年度から実地測量・土地買収が開始された⁹⁾。

工事は、上流・中流・下流の3工区に分けて行われた。上流では、瀬田川が浚渫され、琵琶湖の水位と瀬田川の流量を調節するため南郷洗堰が設置された。中流では、宇治川及び桂川の付け替え・堤防強化、木津川下流部の堤防強化、淀川両岸堤防の強化と連続高堤防築造などが実施された。下流では、毛

馬に洗堰が設置され、そこから下流は中津川筋を利用して伝法村まで新淀川が開削されるとともに、新淀川に沿って長柄運河が新設された。工費1,009万円余りが投ぜられ、明治43年に竣工した大工事であったが、これによって淀川諸河川は基本的に現状に近い形に固定された。神崎川でも、同38年6月締切工事が竣工し、安威川筋は淀川高水の時き逆水を受けることがなくなった。

- 注 1) 前掲『大阪府誌』第4編
 2) 同上
 3) 前掲『神安水利史』本文編
 4) 同上

第3節 耕地整理組合

明治32年(1899)3月、耕地整理法が制定された。その目的(第1条)は「耕地ノ利用ヲ増進スル目的ヲ以テ、其ノ所有者共同シテ土地ノ交換若ハ分合、区画形状ノ変更及道路、畦畔若ハ溝渠ノ変更施設ヲ行フ」ことであった。しかし、大阪府下の多くの農村では、組合を作って不整形な耕地の区画形状を変更したり、分散した農地の交換・分合、道路・畦・溝渠の変更などを行うことは、さほど現実的な意味を持たなかった。

このため、同38年2月耕地整理法が改正され、第1条の目的に「灌漑排水ニ関スル設備並工事」が加えられた。さらに42年4月には耕地整理法が全面改正され、単なる耕地整理ではなく灌漑排水事業を中心とする土地改良の法律になった。この改正により、土地所有者の共同施行から、法人格が付与された耕地整理組合の施行に変わり、組合は地域内の土地所有者の2分の1の同意で設立が可能となった。翌43年には、大蔵省預金部から低利融資の道が開かれたこともあり、このころから耕地整理事業が実施さ

表12 耕地整理組合の概要

組合名	面積	組合員	事業費	設立	事業完了	目的
味生村一津屋	1,095	68	13,053	明42. 11	大11. 3	
豊川村粟生	119	26	2,535	44. 5	11. 7	
玉島村野々宮	150	34	3,243	大5. 1	昭11. 5	区画整理
畑田	236	32	3,931	6. 6	2. 12	揚水装置、区画整理
目垣	596	74	10,570	7. 1	11. 3	揚水装置、区画整理
味舌村	509	85	11,333	12. 3	大14. 9	揚水装置
安威村	266	90	7,264	12. 5	昭2. 4	揚水装置
豊川村庄田	102	28	19,664	12. 8	大14. 5	
豊川村清水	318	56	32,373	13. 5	14. 5	
味舌村坪井	173	24	5,276	14. 5	14. 8	堤塘水路、用排水設備
岸部村東	351	93	—	14. 6	昭23. 5	揚水装置、道水路改廃
玉島村	858	188	30,749	昭2. 2	3. 9	道水路改修
味舌村市居	95	8	3,306	2. 12	3. 6	道水路改廃、区画整理
玉島村平田	205	41	—	11. 1	23. 9	道水路改廃、区画整理
玉島村二階堂	105	36	—	11. 11	—	道水路改廃、区画整理
玉島村宮島	302	74	—	11. 12	—	
茨木町	1,077	220	—	11. 12	—	道水路改廃、区画整理

注. 『大阪府農地改革史』により作成。

れるようになった。

安威川流域の村々に設立された組合を示すと、表12のとおりである。明治42年11月いち早く設立された味生村一津屋耕地整理組合は、錯雑した村内大字の土地区域を変更したうえ、耕地の区画を改良し、道路及び水路を新設・廃止して灌漑・排水の整備を図るものであった。これらの工事によって乾田化が進められたと考えられ、整理後の一津屋の耕地面積104町2反のうち42町歩余りが二毛作が可能な耕地と化した¹⁾。

耕地整理組合の多くは、いま述べた味生村一津屋のように土地改良による増産を意図したものであった。淀川改修工事が終わり、また安威川も、次節に述べるとおり、改修が行われようとしていた。大洪水の防御策が一応完了し、次段階として個々の耕地の灌漑・排水が課題となってきたのである。

しかし、なかには将来の市街地化を想定して、補助金・低利資金により区画整理だけを行い、宅地造成のための整備を図る事例も見受けられた。いま史料を欠くが、昭和11年（1936）12月に設立された茨木町耕地整理組合も、その類のものであり、将来の発展を期して土地の区画整理や道路・水路の整備が行われたと考えられる。

注 1) 前掲『神安永利史』本文編

第4節 安威川・炭木川の改修

明治29年（1896）に開始された淀川改修工事は本川に限定され、安威川には及ばなかった。このため、同流域では小規模な洪水や悪水の停滞による被害が続いた。しかし、日露戦後、河川法による大河川の改修が本格化すると、中小河川にも目が向けられるようになった。同38年の神崎川締切工事竣工を契機として、翌39年6月、神安普通水利組合は、島本村大字高浜及び広瀬・桜井の一部、五領村大字上牧の東野、大字神内の東野を区域に編入するとともに、安威川改修の計画を立て、組合会の議決を経て大阪府知事に補助金の交付を具申した。この要求は府会で承認され、42年3月に着工、大正2年（1913）に竣工した。総工費は211,563円で、その半額は府の補助金、残りが地元の負担となった。

工事は、宮島村字落合から吹田町に至る約4,000間の区間を対象に、三島郡・西成郡で43町歩余りの用地を買収して、旧安威川の右岸に川幅を拡張して新河道を開削し、悪水井路を安威川と分離するものであった。それに伴う諸井路の改変は、次のとおりであり、なかには従来からの水利慣行に大きな影響を及ぼすものも含まれていた¹⁾。

1. 番田井路は、旧安威川敷を利用し、味舌浜で新安威川に合流させる。
2. 三箇牧・鳥飼・味生（別府・一津屋・新在家）の三井路は、安威川伏せ越しを廃止して、新安威川の左岸に付け替える。
3. 三箇牧井路は、新番田井路に沿って左側に開削し、味舌浜・井高野を経て大道村で安威川に合流させる。
4. 鳥飼井路は、三箇牧井路に沿って左側に開削し、高浜橋の上流で神崎川に合流させる。
5. 味生井路は、一津屋で従来井路に接続して本線・支線の新設し、神崎川堤防に樋閘を設置して神崎川の河川敷に井路を開削し、鳥飼井路付近で神崎川に合流させる。
6. 味舌井路は、山田川伏せ越し樋から下流部の井路を拡張し、岸部村で旧三箇牧井路に放流する。

7. 茨木川と新安威川の合流点付近で、鳥飼・三箇牧・番田の各井路に戸堰を設け、鳥飼・三箇牧両井路の隔流堤、番田井路・安威川の隔流堤には樋管を設置して、鳥飼・三箇牧・番田三井路の水を安威川に取り入れ、戸堰により茨木川・坊領川・北川に逆流させて、玉櫛村・味舌村・三宅村・宮島村の用水とする。
8. 番田井路に別府で戸堰を設置し、旧味舌井路を利用して、正雀川付近で安威川に伏せ越し樋を設け、井路を新設して岸部・吹田の耕地に用水を供給する。
9. 溝咋村大字目垣の排水を考慮し、番田井路の野々宮にある戸堰を約200間上流に移す。番田井路・五位庄井路の隔流堤に戸堰を設けて五位庄井路に番田井路の水を取り入れ、落合尻の五位庄井路・安威川の隔流堤に樋管を設置して安威川に放流する。さらに、安威川にも樋管を設けて野々宮・宮島・玉櫛・味舌・三宅に用水を供給する。
10. 正雀川の末流部は、味舌井路上に掛樋を設置し、正雀川の水を安威川に落す。
11. 吹田町西部を灌漑するため、旧鳥飼井路に東海道線鉄橋から上流50間のところに設けられていた砂堰は廃止し、同じ場所の新安威川に砂堰を設置して取水する。

神安普通水利組合は、水利上公会として発足して以来の神崎川・安威川の隔流堤を維持・管理することを中心に運営されていた。しかし、安威川の改修によって、悪水井路とのかかりが不可避的となったため、各種の水利管理権を掌握して組合として自立する端緒が開かれた。なお、明治41年4月には水利組合法が公布され、水利組合の中央集権的性格が一層強化されたが、神安普通水利組合は、安威川改修工事が開始された翌42年3月、規約の全面改正を行って「安威川及神崎川…関係アル組合区域内田地ノ悪水排除其ノ他之…閘聯セル事業ヲ行フヲ以テ目的トス」ることとなり、大正6年(1917)3月には「悪水排除」を「灌漑排水」と改めた⁹⁾。

この安威川改修は、神安普通水利組合の区域の下流部に限定されたため、治水面で茨木川とともに問題が残されていた。昭和7年(1932)7月には、茨木川堤防が三島村大字田中で決壊し、多くの家屋が浸水し、田畑の被害も数百町歩に及んだ。この水害の後、大阪府会が安威川・茨木川改修に関する建議案を採択し、大阪府によって調査設計が行われたが、事業費の余裕がなく実現されなかった。

ところが、同9年7月強風雨となり、安威川堤防は安威村大字十日市、溝咋村大字馬場・目垣・十一で、茨木川堤防も三島村大字田中、玉櫛村大字沢良宜東・同西で決壊し、大きな被害が生まれた。さらに翌10年にも、まず6月、安威川筋では安威村大字十日市・西河原・戸伏、溝咋村大字二階堂、茨木川筋では福井村大字中河原、春日村大字五日市、玉櫛村大字沢良宜東・同西と、いずれも左右兩岸の堤防があいついで切れ、一帯が氾濫した。そして、8月にはまた豪雨に見舞われて堤防の決壊箇所が一層増加し、浸水家屋5,000戸、流失・半流失家屋350戸に及ぶ惨禍となった。

早速、沿岸の町村は、政府及び大阪府知事に対して窮状を訴えるとともに、安威川・茨木川の改修を求める陳情書を提出した。それに応じて、知事や内務省技監らの現地視察が行われた。大阪府は道路河川災害復旧事業費の予算を計上したが、被害が余りにも大きかったため、知事が上京して、災害土木復旧工事、安威川・茨木川、その他中小河川の根本的改修、罹災者住宅への低利融資、耕地の復旧などについて陳情した。その結果、大阪府は安威川・茨木川の改修に本格的に取り組むこととなり、12年には安威川と茨木川が三島村大字田中付近で合流させ、16年から18年にかけて安威川一帯の改修工事が実施された⁹⁾。

- 注 1) 前掲『神安水利史』本文編
 2) 前掲『神安水利史』史料編下
 3) 前掲『茨木市史』

第5節 戦後の動向

昭和24年（1949）6月土地改良法が制定され、8月から施行された。これにより、同26年2月には神安普通水利組合が神安土地改良区に組織変更された。その区域は、昭和30年代に入ると、名神高速道路の建設を契機に工業化が進み、また宅地化も加速された。

その過程で、淀川右岸下流部の全域を対象とする大阪府営三島平野用排水改良事業が、38年度から5ヵ年計画で実施された。従来、排水は神崎川に落とす鳥飼井路・三箇牧井路の系統と安威川に落とす番田井路の系統に分かれていたが、鳥飼井路・三箇牧井路を改修して幹線水路とし、排水はすべてこの水路により神崎川に排出されることとなった。そして、都市排水による農業用水の水質悪化を防ぐため、すべての用排水路が分離された。また、39年度からは3ヵ年計画で東海道新幹線関連事業が行われ、新幹線及び鳥飼基地の建設に伴う浸水の被害防止が図られた²⁾。

昭和45年の日本万国博覧会開催に際しては、会場からの排水が下流部に大きな影響を及ぼすことが確実視されたため、42年度から安威川・大正川の改修が行われ、安威川の吹田堰と大正川の坊領堰が治水面で支障があるとして撤去された。これに代わる農業用水の取水施設として、摂津市鶴野から吹田市高浜町西の樋までの用水路が設置された。また、安威川上流部の都市化が進んでいたため、安威川全川の改修が行われたが、これに伴って鶴野堰も撤去され、三箇牧揚水場から鶴野に至る用水幹線水路が新設された³⁾。これらの用排水施設の改良は、都市化が急速に進展するなかで、市街化調整地域・農業振興地域の設定とあいまって一定の農地の存続を図るものであった。しかし、その農業生産基盤の強化は、同時に都市基盤・社会資本の整備としての性格を有していたところに特徴があった。

- 注 1) 前掲『神安水利史』本文編
 2) 同上

VIII. 美術工藝品部門

はじめに

安威川流域の美術工芸品調査は、6地区の予定であるが、今回は4地区について報告する。なお、桑原地区の地福寺所蔵多武峯曼荼羅図について関連資料の調査を行っており、これについては別の機会に譲る。

調査地区および調査箇所は次のとおりである。

桑原地区 地福寺（浄土宗知恩院末）

生保地区 正覚寺（浄土真宗本願寺派）、諏訪神社、個人

大岩地区 円福寺（真宗大谷派）、大蔵神社、八幡神社、大北地藏堂

車作地区 法林寺（浄土真宗本願寺派）、皇大神宮

調査地区は4で、寺院4、神社4、辻堂1、個人1である。寺院はいずれも浄土宗と浄土真宗という浄土教系統である。

調査分野および調査件数は次のとおりである。（ ）内は点数。

彫刻 26 (42) …仏像 18 (24) 神像 6 (14) 狛犬 2 (4)

絵画 32 (47) …仏画 21 (36) 垂迹画 2 (2) 近世画 9 (9)

工芸品17 (17) …金工品13 (13) 木製品 4 (4)

その他11 (11)

合計86件、117点の調査（種別、品質、名称、員数、制作期、法量、保存状態、伝来、銘文、備考）を作成し、写真撮影（白黒35mmフィルムまたは6×7版フィルムによる）を行った。

以下、各地区別に安威川下流の地区から調査結果を報告していくが、番号（通番）、名称、員数、品質、制作期、法量（単位cm、彫刻は像高、絵画は縦×横、工芸品は原則として縦×横×高）、作者の順で記している。

第1章 桑原地区の調査

第1節 調査概要

調査対象箇所は地福寺のみで、調査資料件数は26件。地福寺は浄土宗知恩院末。阿弥陀三尊を本尊としている。『大阪府全志』巻之三（井上正雄著。大正11年）によると、桑原山無量院と号し、もと安威大念寺末で、観音菩薩を本尊とす。皇極天皇の御宇、中臣鎌足の創建、慧隠（定慧の師）の開基で、もと真言宗であったが、天正年間に、専誉流念和尚が信徒と協力して再興、浄土宗に転じて現在に至る。本尊は鎌足の守本尊と伝え、鎌足自筆の画像を存し、鎌足、淡海（不比等）及び定慧の木像を安置し、天明4年（1784）には九条家から影前に藤花徽章紫絹幕壹張・同徽子の釣挑燈貳張を寄付された。本堂兼庫裏、観音堂、地藏堂がある。

本尊はもとは観音菩薩であったとのことだが、現在は阿弥陀如来である。この阿弥陀如来坐像は大き

く改修されており、判断しにくい、平安時代の作とみられる。観音堂の千手観音立像は、両脇侍の不
動・毘沙門とともに室町時代の作と見られる。もとの本尊の可能性があり、また天台寺院に多い、両脇
に不動・毘沙門を配するところから当寺は天台寺院であった可能性が高い。『大阪府全志』にはもと真
言宗としているが、再検討の必要がある。桑原山無量院という院号の「無量」とは無量寿如来つまり阿
彌陀如来を表すのではないだろうか。阿彌陀信仰は平安中期に天台宗から盛んになったものでもあるか
らだ。

観音堂の脇に安置されている藤原鎌足・不比等・定慧の木像三体は、江戸時代の作ではあるが、類例
の少ないものである。三像を同一画面に表したいいわゆる多武峯曼荼羅図は多く残っているが、影像の例
は珍しい。

喚鐘は福井村の塩田庄助の作で、地元の産業資料である。

第2節 地福寺の調査（茨木市大字桑原709）

1-1 阿彌陀如来坐像（本尊）1軀 木造 平安時代 76.6

衲衣を偏袒右肩に着して来迎印を結び、右足を上にして結跏趺坐する。

割削造か。木像、玉眼嵌入、体部漆箔。衣部の仕上げは不明。螺髪貼付け。頭体幹部には当
初の部分が残っている。頭部は右耳と左耳前を通る線で割削ぎ、両頬を通る線で削いでいるも
よう。腹下から膝前後補。体部の削目は正中か。右体側に削目らしきものがある。

面部、体部とも大きく手を加えているが、後頭部の螺髪の貼りつけ形式や大きな後頭部、当初
の復元体部の重厚な形態から、制作は平安時代中期頃と推定される。

1-2 観音菩薩坐像 1軀 木造 江戸時代 52.8

1-3 勢至菩薩坐像 1軀 木造 江戸時代 52.0

阿彌陀の両脇侍。観音は両手で蓮台を持ち、勢至は合掌するが、両脇侍とも外の脚を立てて
坐る。このころとしては珍しい体勢である。

寄木造、玉眼嵌入、漆箔。観音の光背裏に陰刻で「観音」、台座扉座側板に「仏師伊蔵」と
ある。仏師伊蔵については不明。17世紀の作。

2-1 千手観音立像 1軀 木造 室町時代 86.0

一般的な四十二臂の千手観音立像。

ヒノキ材、寄木造、玉眼嵌入。素木の上から茶彩色。頭部は両耳を通る線で、前後二材製と
して体部に差し首とする。体幹部は体側中央で前後二材削。両肩先は前後四材を寄せる。各臂・
手首で削ぐ。両脚先で削ぐ。

りりしい顔立ち、引き締まった若い体軀、写実的な衣文など鎌倉的であるが、やや形式化し、
素地仕上げであるなど表現があっさりとしており、室町時代の制作であろう。この頃としては
出来はよい。

2-2 不動明王立像 1軀 木造 室町時代 64.7

2-3 毘沙門天立像 1軀 木造 室町時代 71.6

千手観音立像の両脇侍である。不動は莎髻、花飾、巻髪で左肩に髻髪を垂れて正面し、右手
に剣を持って立つ。左臂から先は亡失。ヒノキ材、寄木造、玉眼嵌入、彩色の像。頭部は両耳

を通る線で前後二材矧で、体部に差し首。体幹部は体側中央で前後二材矧、両肩・臂・両手首で矧ぐ。胎内に次の墨書がある。

(胎内前面墨書)

—□

十月 二□

十八日 不動明王

□

毘沙門は単髻を結って着甲し、左手を屈して宝塔を捧げ、右手を体側にして戟を執り、邪鬼を踏んで立つ。厚い彩色のために構造は不明。

両像とも表現にくどさはなく、千手観音と同時の作と推定される。

両脇に不動・毘沙門を配する形式は天台寺院に多く、この観音堂の由来は不明だが、もと天台宗の可能性が高い。

3 阿弥陀如来立像 1 軀 木造 室町～江戸時代 42.8

衲衣、偏衫、袈を著し、来迎印を結んで立つ一般的な阿弥陀像。

ヒノキ材、寄木造、玉眼嵌入、漆箔仕上げ。

肉身に量感があり、衣文の彫りも深い。両手先後補。室町～江戸時代の制作と思われる。

4-1 役行者倚像 1 軀 木造 江戸時代 67.0

4-2 前鬼・後鬼像 1 軀 木造 江戸時代 (赤鬼) 22.2 (青鬼) 20.0

厨子内の岩を背に前鬼・後鬼を従えて岩に腰掛ける。全面の彩色により構造は不明。この寺本来の資料かどうかは不明だが、周辺の修験道関係資料として注目される。

5-1 藤原鎌足半跏像 1 軀 木造 江戸・寛政2年(1790) 36.0

5-2 藤原定慧坐像 1 軀 木造 江戸・寛政2年(1790) 13.5

5-3 藤原不比等坐像 1 軀 木造 江戸・寛政2年(1790) 16.3

藤原鎌足・定慧・不比等の親子を表した珍しい彫刻。鎌足は中央に大きく、息子の二人は前方左右に脇侍のように小さく表す。鎌足と不比等は衣冠束帯で笏を持ち、定慧は僧形で経巻と数珠を持つ。

寄木造、玉眼嵌入、彩色仕上げ。丁寧に制作されている。厨子に墨書があり、像の制作と同じ時期(寛政2年・1790)のものとして推定される。

(厨子天井板上面墨書)

京大ふつ七條新地

下三の宮町

木ふせや藤兵衛

寛政二年いぬ十月

さる

6 地藏菩薩立像 1 軀 木造 江戸時代 48.5

7-1 善導大師坐像 1 軀 木造 江戸・文政元年(1804) 40.3 大仏師山本要慶

7-2 法然上人坐像 1 軀 木造 江戸・文政元年(1804) 39.8 大仏師山本要慶

浄土宗寺院の本尊阿弥陀三尊像の左右に安置される宗祖法然と、中国浄土教の大成者善導の

像。法然は墨染の衣を着て数珠をつまぐり、善導は下半身を金色にして合掌する。

両像とも寄木造、玉眼嵌入、彩色仕上げ。頭部は耳を通る線と頬を通る線に矧目のある前後三材削で体部に差し首とする。体部は体側中央を通る線で前後二材削。この頃に通有の技法である。各像に次の銘文がある。

(善導像・台座敷茄子下板上面墨書) (帽子内側墨書)

文政元寅年八月

善

大佛師山本要慶

□□□□

年四十三才作

(法然像・台座上柵板裏面墨書) (輪光背支柱陰刻)

衆誓代

〈表〉安ヨ 定心 宗ヨ 理清

文政元寅年八月

心ヨ 妙安 薰應 生蓮

八幡山 □□□

正ヨ 宗清 観往 教善

大佛師山本要慶

〈裏〉 甚右エ門

行年四十三才作

文政元寅八月施主平右エ門

善 七

茂 兵エ

これにより、文政元年（1804）に、本寺の衆誓の代に四人の施主が資金を出して山本要慶が制作したものとわかる。光背の12名の僧については不明。

山本要慶は男山八幡を中心に活動した仏師で、作例は多い。

- | | | | | | |
|----|---------|-----|------|------|------------|
| 8 | 十王坐像 | 1 軀 | 木造 | 江戸時代 | 24.0 |
| 9 | 阿弥陀如来立像 | 1 軀 | 木造 | 江戸時代 | 45.8 |
| 10 | 阿弥陀如来立像 | 1 軀 | 木造 | 江戸時代 | 40.0 |
| 11 | 阿弥陀如来立像 | 1 軀 | 木造 | 江戸時代 | 40.0 |
| 12 | 阿弥陀如来立像 | 1 軀 | 木造 | 江戸時代 | 34.5 |
| 13 | 如来立像 | 1 軀 | 木造 | 江戸時代 | 39.2 |
| 14 | 如来立像 | 1 軀 | 木造 | 江戸時代 | 21.5 |
| 15 | 阿弥陀如来立像 | 1 軀 | 木造 | 江戸時代 | 23.0 |
| 16 | 如来立像 | 1 軀 | 木造 | 江戸時代 | 22.9 |
| 17 | 多武峯曼荼羅図 | 1 幅 | 紙本着色 | 江戸時代 | 100.0×43.8 |

5の三人を絵画に表したもので、室町時代からの作例がある。本図は白地で簡単な彩色を施したもの。江戸時代末期頃の作と思われる。

- | | | | | | |
|----|---------|-----|------|------|-----------|
| 18 | 多武峯曼荼羅図 | 1 幅 | 紙本着色 | 江戸時代 | 88.3×41.3 |
|----|---------|-----|------|------|-----------|

17と同形式の着色画で、天明4年（1784）に九条家が藤原父子三人像の前に幕1張、釣挑燈1張を寄進したのは、この像の前であろうか。

- | | | | | | |
|----|-------|-----|------|------|-----------|
| 19 | 弘法大師像 | 1 幅 | 紙本着色 | 江戸時代 | 27.3×14.6 |
|----|-------|-----|------|------|-----------|

弘法大師像は少年の姿で、珍しい例であり、大師信仰の広がりを示すものである。

- | | | | | | |
|----|----|-----|----|---------------|--------------|
| 20 | 喚鐘 | 1 口 | 銅造 | 江戸・安永元年（1772） | 高57.3 治工塩田庄助 |
|----|----|-----|----|---------------|--------------|

法要などに衆を呼び集めるために打ち鳴らす直径一尺ほどの鐘。

(池の間陰刻銘)

摂州高下郡福井邑

于時安永元年

正法寺什物

壬辰十二月日

施主養順

治工塩田庄助

正法寺は福井村新屋坐天照御魂神社の神宮寺であったが、廃寺になった。地福寺への喚鐘の移動の理由については不明。治工塩田庄助は同じ福井村の鋳物師である。

- 21 伏鉦 1口 銅造 江戸・享保7年(1722) 幅25.6 筑後大掾常味

木台の上に置いて念仏・題目にあわせて撞く梵音具。鈔裏に銘がある。筑後大掾常味は京都堀川の鋳物師である。京都では方広寺大仏の近くでも仏具の製作が盛んであった。

(鈔裏陰刻銘)

桑原村 施主観普音信

享保七壬寅天二月十八日

堀川住筑後大掾常味作

- 22 盤子 1口 銅造 江戸時代 高28.4 外径36.3 森嶋播磨大掾

真鍮製。仏前で行香、看經の時に打ち鳴らす。次の銘がある。

(口縁部陰刻銘)

(口縁外側下部陰刻銘)

先祖代々為菩提

作掾大磨播嶋森

施主久左衛門

桑原村 桑原山地福寺什物

- 23 木魚 1口 木造 江戸時代 高39.5

- 24 前机 1口 木造 江戸時代 幅28.0

本尊をまつる須弥壇の前に置いて三具足や五具足などの供養具をのせる。

天板裏に陰刻銘がある。銘の西光寺は茨木市内では一寺あるが、念譽は法名から浄土宗の僧と判断されるので、該当しない。

(天板裏陰刻銘)

西光寺什器

施主

念譽佛定代

内藤源一郎

- 25 前机 1口 木造 江戸時代 136.0

- 26 棟札 1枚 板面墨書 江戸・延宝6年(1678) 長153.0

第2章 生保地区の調査

第1節 調査概要

調査箇所は寺院1、神社1、個人1の計3である。

寺院は正覚寺(大字生保115)で、真宗本願寺派に属し、阿弥陀如来立像を本尊としている。『大阪

府全志』によると、本地住人正善が実如の直弟子となり永正4年(1507)に有志と創建したものである。本寺の調査件数は11で、分野別では、彫刻1、絵画8、書跡1である。彫刻は正覚寺本尊阿弥陀如来立像1軀で、これは寄木造、玉眼嵌入、肉身金泥、衣部漆箔の像高52.8cmの江戸時代の作で、足二に「康堯」の作者銘がある。西本願寺には代々「康雲」を名乗るお抱え仏師がおり、康堯もこの系統の仏師と思われる。この本尊が本山から下された元禄4年(1691)の下文があり、本尊の制作がこれ以前のこれに近い時期であることがわかるのも貴重である。絵画では、七高祖像、聖徳太子像という真宗寺院では必ず見られるもののほか、水墨画がある。工芸品では喚鐘がある。寛政13年(1801)の作で、近くの福井村の治工谷山長右衛門の鑄造であり、地元の産業資料として貴重である。

神社は諏訪神社(大字生保195)である。祭神は諏訪明神、牛頭天王、春日明神、山の神である。神像が2組あり、いずれも小像である。大きな朽損のある3軀と、厨子に安永5年(1775)に北川運長が制作したことがわかる4軀である。前者は一木造、彫眼の像でやや寸詰まりの体軀や面長なやや素朴な顔から室町時代の作と推定される。後者は構造は不明で、古色仕上げとした入念な作である。作者の運長は伝統的な作風の仏師である。今回の調査により、諏訪神社の歴史がある程度判明したことは貴重である。

第2節 正覚寺の調査(茨木市大字生保115)

27 阿弥陀如来立像 1軀 木造 江戸・元禄4年(1691)以前 52.8 康堯

衲衣・偏衫・裳を着けた米迦印の阿弥陀像。寄木造と思われる。玉眼嵌入、全身漆箔仕上げ。

頭部は体部に差し首とする。左手袖の内側を剝付ける。右前頭部・右眼尻・口にかけて小損があり、転倒などのことがあったのかも知れない。次の各部に銘がある。

(右足枒外側) 康堯

(像底陰刻朱漆銘) 生保村

摂州

正覚寺

(背面裾上墨書銘) 浄誓寺門徒攝羽嶋下郡生保村

惣道場正覚寺

寄進堀屋乗了

37の下し文が付属しており、元禄4年(1691)、第14世寂如により下されたことがわかる。像の制作はその前であるが、あまり遡らないものと思われる。

浄誓寺は高槻市安満北の町にあり、同市富田町本照寺下であった。

堀屋乗了については不明。

28 七高祖像 1幅 絹本着色 江戸・宝永4年(1707)以前 109.0×50.3

七祖、七高僧ともいう。親鸞が真宗相承の祖師とした7人の高僧で、インドの竜樹・天親、中国の曇鸞・道綽・善導、日本の源信・源空(法然)をいい、画面の上部から4段に配したものである。表具裏に次の貼付文書がある。

(表具裏墨書貼付) 本願寺釋寂如

寶永四季葎□

浄誓寺門弟摂州嶋下郡生保村

□□□正覺寺

- 29 聖徳太子像 1幅 絹本着色 江戸・宝永4年(1707)以前 108.9×50.4
親鸞は聖徳太子を「和国の教主」として讃仰している。この姿は太子が16才の時、父用明天皇の病氣平癒を、香炉を執って祈ったとされるところである。この画像は七高祖像とともに本山から下付されるもので、したがって本図は裏書はないものの、同じ法量を示していることから、宝永4年(1707)以前の制作と判断される。
- 30 蓮如上人像 1幅 絹本着色 江戸・弘化4年(1847)以前 98.4×40.1
(表具裏墨書) 釋廣如(花押)
弘化四丁未年十二月
本願寺蓮如画像 浄誓寺門弟摂津国嶋下郡
生保村惣道場正覺寺物
- 31 廣如上人像 1幅 絹本着色 明治18年(1885)以前 97.8×40.2
(表具裏墨書) 寺務釋光尊(印)
本願寺前住廣如画像 明治十五年十二月八日
大阪府下正覺寺物
願主釋□□(花押)
- 32 善導大師像 1幅 紙本着色 江戸時代 32.1×13.6
- 33 雪中山水図 1幅 紙本墨画 江戸時代 129.7×30.9
- 34 宝珠図 1幅 紙本墨画 江戸時代 115.8×30.3
- 35 金棒図 1幅 紙本墨画 江戸時代 47.1×33.4
- 36 喚鐘 1口 銅造 江戸・寛政13年(1801) 高58.7 外径33.4 内径26.3 谷山長右衛門
この喚鐘は軒下に吊られており、次の銘がある。
(池の間針書銘) 摂州嶋下郡 同弟同郡 寛政十三癸卯年
五箇庄内 福井村 二月
生保村 治工
正覺寺 谷山長右衛門
本市内福井村の治工谷山長右衛門の寛政13年の作。20の喚鐘は同じ福井村の塩田庄助の作である。
- 37 本尊下文 1幅 紙本墨書 江戸・元禄4年(1691) 20.8×16.8
27の本尊阿弥陀如来像の下し文で、必ず付随するものであるが、残っている例は多くはない。
釋寂如(花押)
元禄四年癸二月十日
木仏尊形 浄誓寺門弟摂州嶋下郡
生保村惣道場正覺寺
寄進乗了

第3節 諏訪神社の調査（茨木市大字生保195）

38 神像 3軀 木造 室町時代 立像（蓮台にのる）9.5 立像（岩座にのる）11.8 座像 9.8

39の厨子内に安永5年の神像とともに安置されている。いずれも門頂で、立像2軀、坐像1軀である。立像は蓮台に立つのと岩座に立つのがある。各像の作風は異なり、坐像はかなりの古様を見せる。蓮台の立像は室町でもあまり降らないと思われ、岩座の立像は室町後期と思われる。これらは41の棟札記載の神像には該当しないと思われる。各像の尊名は不詳。

一木造、彫眼、当初は彩色仕上げであったと思われるが、今は素地を見せる。各像とも虫蝕があり、特に坐像は朽損が著しい。

39-1 牛頭天王立像 1軀 木造 江戸・安永5年（1776） 17.4 北川運長

39-2 諏訪明神立像 1軀 木造 江戸・安永5年（1776） 18.1 北川運長

39-3 春日明神立像 1軀 木造 江戸・安永5年（1776） 17.3 北川運長

39-4 自在天立像 1軀 木造 江戸・安永5年（1776） 13.6 北川運長

（厨子の法量・現状） 高44.3 幅37.4 奥行21.6

春日明神のみ差し首の寄木造と判断できる。他も寄木造か。彫眼で古色仕上げ。厨子の中に4軀安置されている。厨子銘にあるように、京都の仏師北川運長の作で、伝統仏師の作らしく、小像ではあるが彫技は高い。ただし、運長の何代目かは不明。大門寺の法印詮成が供養導師となり、安永5年（1776）に開眼している。願主は生保村の役人2人と惣氏子である。

（厨子背面墨書）（ ）内は梵字

奉再興當村氏神四社ノ宮木像

（バイ）本地薬師如来 牛頭天王

本地普賢菩薩 諏訪大明神 山ノ神自在天也

本地釈迦如来 春日大明神

供養當所安全氏子榮 敬白

神峰山大門寺法印詮成

京都大佛師 北川運長

于時安永五神正月吉祥日

摂州嶋下郡生保村

願主 役人 権右衛門

喜兵衛

惣氏子中

40 狛犬像 2軀 木造 江戸時代

41 棟札 1枚 板面墨書 江戸・寛文8年（1668） 最大高 23.3 最大幅 18.2 厚 1.1

駒形のヒノキの一枚板に次の墨書がある。（ ）内は梵字。

（表）（バク） 春日大明神 （裏） 正鉢厨子奉寄進

（キリーク） 諏訪大明神 寛文八戊申季

（バイ） 牛頭天皇 霜月吉祥日

（カーン） 山之神卅八所 大工宗次上田 右衛門慰

諏訪明神は本地が阿弥陀であるが、39では普賢菩薩になっている。福井村の大工上田□右衛門慰の寄進で、この棟札の厨子は今はない。

- 42 玉串 1本 板面墨書 明治2年(1869)
厨子に納めた「山之神玉串」1本。厨子の背面に次の墨書がある。
明治二年四月廿日
前御相殿四社之内
山之神
□従天朝御趣意二付
神跡御祈遷□威□
古神跡遷坐
神務高槻萩主水

第4節 個人所蔵品の調査

- 43 雪中紅葉図 1幅 紙本淡彩 江戸時代 中島来章筆 100.7×28.8
44 寿老人図 1幅 紙本墨画 江戸～明治 105.6×26.9

第3章 大岩地区の調査

第1節 調査概要

調査総件数30。調査対象は寺院1、神社2、辻堂1の計4である。

寺院は大巖山円福寺(大字大岩272)で、真宗大谷派に属し、阿弥陀如来立像を本尊としてまつる。『大阪府全志』によると、長門国三田尻の三田四良左衛門が来住し、万治3年(1660)に本願寺良如の直弟子となり有志と創建したものである。

調査件数は18で、分野別では、絵画12、彫刻1、書跡5である。

絵画では、七高祖像、聖徳太子像、親鸞聖人像という真宗寺院では必ず見られるもののほか、「蓮如上人絵伝」がある。これは蓮如の一代記を絵画化したもので、全国的にも少なく、府下では2例しかないもので、近年注目されているものである。彫刻は本尊1軀で、これは一木造、彫眼、古色を呈する室町末～江戸初期の阿弥陀如来立像である。書跡は室町時代まで遡る可能性を持つものとして伝蓮如筆「六字名号」があり、その他は江戸時代のものである。

神社は大歳神社(大字大岩173)と八幡神社(大字大岩674)である。

大歳神社は円福寺の奥の石段を登ったところにある。大歳命をまつる。『大阪府全志』では、「由緒は詳ならず。明治五年村社に列せらる。境内は貳百坪を有し、本殿のみを存す。」とある。彫刻として、大歳命坐像、素戔之鳴命坐像がある。いずれも一木造、彫眼、彩色仕上げで、盛り上げ文様を施す。彩色が共通しており、江戸時代の同時期の製作と思われる。工芸品として釣燈籠が2件ある。一は銅造、一は鉄造で、鉄造のものは鐺を笠にあしらっており、珍しい。この感覚は桃山～江戸初期と思われる。

八幡神社は『大阪府全志』に「八幡神社は字八幡にあり、応神天皇を祀れり。由緒は詳ならず。境内は巷百貳拾坪を有し、本殿のみを存す」とあるが、棟札から、寛永17年（1640）国見村惣中により大工清福寺村甚介が建立、寛保3年（1743）に再建していることがわかる。祭神は応神天皇であるが、彫刻ではなく、鉄造の柄鏡である。

大北地藏堂（大字大岩747）は、地藏菩薩立像を本尊とし、本堂の正面に鰐口を吊す。

第2節 円福寺の調査（茨木市大字大岩272）

45 阿弥陀如来立像 1軀 木造 室町末～江戸初期 65.4

来迎印の阿弥陀で、本尊。寄木造、玉眼嵌入、胡粉下地に衣部漆箔、肉身部古色。頭部は頬を通る線で前後二材刳とし、三道下で刳いでいる。両手先・足先を刳付ける。柄は別材刳。

面長で目鼻や螺髪が粒が大きめであり、肩も張って古様を示しているが、筋状の衣文は制作期の下降を感じさせる。室町末期から江戸時代初期の作と推定される。

46 七高祖像 1幅 絹本着色 江戸時代 約120×40

47 聖徳太子像 1幅 絹本着色 江戸時代 約120×40

48 親鸞聖人像 1幅 絹本着色 江戸時代 約70×45

49 蓮如上人像 1幅 絹本着色 江戸時代 約100×33

50 蓮如上人絵伝 4幅 絹本着色 江戸時代 第1幅 146.0×81.0 第2幅 142.0×81.0 第3幅 146.5×81.0 第4幅 144.0×81.0

『蓮如上人絵伝の研究』（真宗大谷派宗務所出版部・1994）によると、蓮如絵伝は現在144件あり、東海・北陸地方に集中している。大阪では八尾市願立寺と本寺のみである。

51 従如上人像 1幅 絹本着色 江戸・明和3年（1766） 111.5×51.5

従如上人（1720～1760）は大谷本願寺18世。画中に「従如上人」の書き入れがある。

裏書によると、明和3年（1766）に清浄光院（従如）の真影として19世乗如により円福寺乗雲に下されたものである。当時、高槻市富田教行寺の滞留所であった。

（表具裏墨書）□（朱文方印）

本願寺釈乗如

明和丙戌三年六月廿三日

清浄光院真影

教行寺掛所摂州嶋下郡大岩村

圓福寺什物也

□（朱文方印）願主 乗雲

52 乗如上人像 1幅 絹本着色 江戸・寛政10年（1798） 111.5×51.5

乗如上人（1744～1792）は大谷本願寺19世。画中に「乗如上人」の書き入れ。裏書によると寛政10年（1798）に歡喜光院（乗如）の真影として20世達如により円福寺乗了に下されたもの。

（表具裏墨書）□（朱文方印）

本願寺釈達如

寛政十年戊午初冬九月

教行寺掛所撰州

歎喜光院真影 大岩村

□ (朱文方印) 圓福寺住物也

乗了

53	竹園	1幅	紙本墨画	江戸時代	125.0×47.0
54	山水園	1幅	紙本墨画	江戸時代	46.0×66.5
55	布袋園	1幅	紙本墨画	江戸時代	79.8×26.5 狩野休仙筆
56	十六羅漢園	1幅	紙本墨画	江戸時代	91.5×27.5
57	芭蕉園	1幅	紙本墨画	江戸時代	108.5×28.7
58	六字名号	1幅	紙本墨書	室町時代か	93.5×36.5
59	六字名号	1幅	紙本墨書	江戸時代	42.5×19.5 達如筆
60	墨跡「和壁」	1幅	紙本墨書	江戸時代	27.6×40.1
61	墨跡「雲埋」	1幅	紙本墨書	江戸時代	30.9×42.3
62	墨跡「樹心」	1幅	紙本墨書	江戸時代	28.6×12.5

第3節 大歳神社の調査 (茨木市大字大岩173)

63	大歳命坐像	1軀	木造	江戸時代	42.5
64	素盞鳴命坐像	1軀	木造	江戸時代	26.5
65	狛犬	2軀	木造	江戸時代以前 (阿形) 19.6 (呷形) 19.2	
66	釣燈籠	2基	銅造	江戸時代 (その1) 高43.8 (その2) 高43.8	
67	釣燈籠	1基	鉄造	桃山~江戸時代	高34.0

鍛造であるが、一部銅造としている。繊細な作風で、屋根に鯉を留まらせており、しゃれた趣向から制作は桃山から江戸初期頃と思われる。

68	柄鏡	1面	銅造	江戸時代	外径18.2 天下一政親 (陽鈔銘) 天下一政親作
----	----	----	----	------	------------------------------

第4節 八幡神社の調査 (茨木市大字大岩674)

69	釣燈籠	2基	鉄造	江戸・文化12年 (1815)	(その1) 31.5 (その2) 33.8
----	-----	----	----	-----------------	-----------------------

両燈籠とも火袋の部分に次の銘を透かす。

(火袋部透かし銘)

献 文化十二 国見村 大坂住
燈 八幡宮 越水源左エ門 松本屋長兵衛
乙亥年 三男

地元国見村の越水源左衛門の三男が施主で、松本屋長兵衛は製作者か。

70	柄鏡	1面	鉄造	江戸時代
71	棟札	1枚	板面墨書	江戸・寛永17年 (1640)

第5節 大北地藏堂の調査(茨木市大字大岩747)

73 地藏菩薩立像 1軀 木造 江戸時代

(背面銘)

摂邇直下郡五之荘大岩村大北

岡堂之本尊長壹尺三寸

作者同玉之井至

祈修丘耶中敬白

(台座内部墨書)

京都五条下諏訪之町

大仏師利左エ門

74 鯛口 一口 鉄造 江戸時代

第4章 車作地区の調査

第1節 調査概要

調査対象箇所は寺院1、神社1の計2箇所である。調査資料件数は総計12件。

寺院は桶山法林寺(大字車作423)で、真宗本願寺派(西本願寺)に属し、阿弥陀如来立像を本尊としている。『大阪府全志』によると、本地住人の浄教が本願寺第10世證如の直弟子となって創立した室町時代からの寺院である。しかし、資料はすべて江戸時代以降であった。調査件数は10件で、分野別では、絵画7件、彫刻1件、工芸品2件である。絵画では、七高祖像、聖徳太子像、親鸞聖人像という、真宗寺院では必ず見られるもののほか、滋賀県聖衆来迎寺の国宝六道絵の明治時代の忠実な写しがあった。彫刻は本尊1軀で、これは寄木造、玉眼、全身漆箔の江戸時代の阿弥陀如来立像である。

神社は皇大神宮(大字車作619)である。皇大神宮は法林寺の隣にある。『大阪府全志』では、「天照皇大神を主神として相殿に宇賀御魂神、布留魂命を祀れり。由緒は詳ならず。明治五年村社に列せらる。境内は壺百参拾坪を有し、本殿・拜殿を存す。」とある。工芸品として江戸時代の銅鏡と鉄鏡がある。

第2節 法林寺の調査(茨木市大字車作423)

75 阿弥陀如来立像 1軀 木造 江戸時代 48.6

頭光・身光を備える、典型的な西本願寺式の阿弥陀如来像である。全身の金泥上に切金を布置するが、構造の詳細は不明。

76 七高祖像 1幅 絹本着色 江戸時代 102.5×48.2

- 77 聖徳太子像 1幅 絹本着色 江戸時代 104.0×49.1
- 78 親鸞聖人像 1幅 絹本着色 江戸時代 計測不可
- 79 蓮如上人像 1幅 紙本着色 江戸時代 106.2×47.5
- 80 良如上人像 1幅 絹本着色 江戸時代
- 81 六道絵 13幅 絹本着色 明治時代
- 82 親鸞聖人絵伝 4幅 絹本着色 明治時代
- 83 喚鐘 1口 銅造 江戸・安政6年(1859) 高62.0 外径37.3 内径30.6
 (池の間陰刻銘)
 于時安政六〇年 攝嘉車作村 世話人
 九月中旬 法林寺什物 當村
 再興 現住 尼講中
 釋寂忍
- 84 太鼓 1口 木造 江戸時代か 高89.0 口径68.0
 (内部修理墨書銘)
 太鼓製造並二張替所
 昭和卅二年九月吉日
 京都府福知山市字本田
 西川徳光
 成和中学前

第3節 皇大神宮の調査 (茨木市大字車作619)

- 85 鏡 1面 銅造 江戸・延宝7年(1679)
 (陽鑄銘)
 延寶七己未年
 九月吉□
 奉掛御寶前
 寺林善左衛門
- 86 鏡 1面 鉄造 江戸

おわりに

さて、この調査では現在の美術史的な評価ができる作品はあまりなかったが、神社の神像調査ができたのは大きな成果であった。神像の研究は仏像に比べて大変遅れており、これらの作品が今後の研究に役立つことが期待される。また、歴史的な成果は大きく、多数の在銘作品の発掘によって各所蔵寺院・神社の歴史がある程度明らかになった。以下、各所蔵者の略年表を記す。

1. 桑原地区

地福寺	伝皇極年中 平安時代 室町時代 天正年中 元禄9年(1696)	伝藤原鎌足・創建 (了叟筆『由緒書』) 阿弥陀如来坐像(本尊) (推定) 千手観音立像・不動明王立像・毘沙門天立像(推定) 専喜念流和尚、再建(浄土宗) (了叟筆『由緒書』) 大念寺末地福寺看坊了叟、『由緒書』を増上寺に提出(『増上寺史料集 第5巻』) 享保7年(1722) 筑後大塚、伏鉦製作(銘) 安永元年(1772) 治工塩田庄助、喚鐘製作(銘) 天明4年(1784) 九条家より藤原父子三人像の前に藤花徽章紫綯幕1張・同徽号の釣焼燈2張寄付さる(『大阪府全志』) 寛政2年(1790) 藤原鎌足・不比等・定憲彫像制作(銘) 文政元年(1804) 善導大師・法然上人像制作(銘)
-----	---	---

2. 生保地区

正覚寺	永正4年(1507) 元禄4年(1691) 宝永4年(1707) 寛政13年(1808)	住人正善、創建(『大阪府全志』) 本尊阿弥陀如来立像、下付(下文) 七高祖画像・聖徳太子画像、下付(裏書) 谷山長右衛門、喚鐘製作(銘)
諏訪神社	室町時代 寛文8年(1668) 安永5年(1776) 明治2年(1869)	神像制作(3軀)(推定) 大工宗次上田□右衛門尉、神像厨子寄進(棟札) 北川運長、神像4軀を制作(厨子銘) 高槻萩主水、山の神厨子寄進(銘)

3. 大岩地区

円福寺	万治3年(1660)	長門国(山口県)の三田四良左衛門(祐意)、創建(『大阪府全志』)
	江戸時代	七高祖画像(推定) 聖徳太子画像(推定)
	明和3年(1766) 寛政10年(1798)	従如上人画像、下付(裏書) 乗如上人画像、下付(裏書)
八幡神社	寛永17年(1640) 寛保3年(1743) 文化12年(1815)	八幡宮本殿、建立(棟札) 八幡宮本殿、再建(棟札) 越水源左衛門など、鉄釣燈籠寄進(銘)
大北地藏堂	江戸時代	地藏菩薩立像(推定)

4. 事作地区

法林寺	大永2年(1522) 江戸時代	住人浄教、創建(『大阪府全志』) 本尊阿弥陀如来立像(推定) 七高祖画像(推定) 聖徳太子画像(推定)
-----	--------------------	--

安政6年(1859) 积寂忍、喚鐘再興(銘)

今回の調査によって、様々な問題が浮上ってきている。例えば、地福寺はもと真言宗であった(『大阪府全志』)とのことであるが、地福寺はもと観音が本尊であった(『由緒書』)とのことから、現在の観音堂の千手観音立像が本尊であった可能性があり、そして両脇に不動・毘沙門を配することから、地福寺はもと天台宗であった可能性がある。本尊の両脇に不動・毘沙門を配するのは天台寺院に圧倒的に見られるからである。

また、地元の産業に関係する資料が見られるのも興味深い。地福寺の喚鐘は福井村治工塩田庄助の製作であり、また正覚寺の喚鐘も福井村の谷山長右衛門の製作である。そして、大岩地区の大蔵神社などに鉄造の燈籠、鏡などが少なからず見られるのは、福井村に採鉄所があるために、材料が得やすかったためであろうか。さらに、諏訪神社の棟札に見られる大工上田□右衛門惣は福井村に住む摂津国の組大工であったという。

このように、この報告によって、今後はこれまで不明であったこの地域のみならず他地域の歴史などがさらに明らかになっていくと思われる。

最後に、ご協力いただきました各所蔵者ならびに関係の方々には厚くお礼申し上げます。また、調査を手伝っていただきました張 洋一氏(堺市博物館)、加須屋誠氏(帝塚山学院大学)、地福寺の全資料と円福寺・八幡神社の一部の資料を撮影していただきました矢沢邑一氏、大北地藏堂の地藏菩薩立像の銘文資料をご提供いただきました新谷弘之氏、そして地元の歴史について種々ご教示いただきました免山篤氏にお礼申し上げます。



1-1 阿弥陀如来坐像



同 左側面



同 背面



同 左斜



1-3 勢至菩薩坐像



1-2 観音菩薩坐像



2-1 千手観音立像



同 左側面



同 背面



2-2 不動明王立像



2-3 毘沙門天立像

4-1 役行者倚像
4-2 前鬼・後鬼像

5-1 藤原鎌足半跏像



同 左側面



同 背面



5-3 藤原不比等坐像



5-2 藤原定慧坐像



5 藤原鎌足・定慧・不比等像

同 厨子屋根根板墨書



7-1 善導大師坐像



同 台座敷茄子下板上墨書



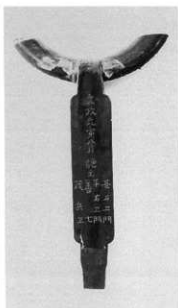
7-2 法然上人坐像



同 台座上框板裏面墨書



同 輪光背支柱（表）



同 輪光背支柱（裏）



8 十王坐像



17 多武峰曼荼羅図



18 多武峰曼荼羅図



19 弘法大師像



20 喚鐘



同 池の間陰刻銘



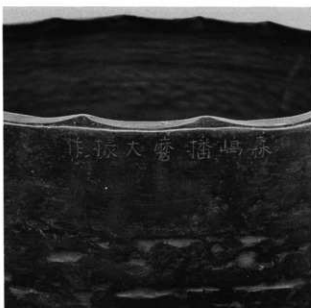
21 伏鉦



同 鉦裏陰刻銘



22 鑿子



同 口縁外側下部陰刻銘



27 阿弥陀如来立像



同 右側面



同 背面



同 背面銘文



同 頭部正面



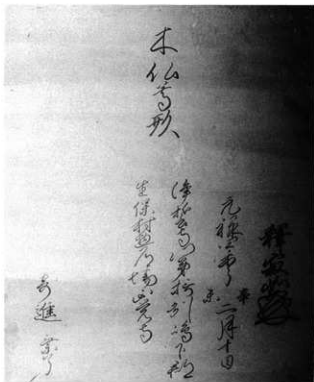
同 左側頭部



同 像底銘文



同 右足納外側墨書



37 本尊下文



29 聖徳太子像



28 七高祖像



同 表具裏墨書貼付



30 蓮如上人像



同 表具裏墨書



31 廣如上人像



同 表具裏墨書